
令和3年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和3年3月23日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和3年3月23日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第5号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第4 議案第6号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第7号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第8号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第9号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第10号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第11号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 南部町複合施設条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 日程第19 議案第21号 令和3年度南部町一般会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第22 議案第24号 令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第28 議案第30号 令和3年度南部町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第31号 令和3年度南部町病院事業会計予算
- 日程第30 議案第32号 令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第31 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第33 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第34 議案第36号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
- 日程第35 陳情第1号 地域と共に歩む花回廊の運営を願う陳情

(追加議案)

- 日程第36 議案第37号 財産の無償貸付について
- 日程第37 議案第38号 南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する変更契約の締結について
- 日程第38 議案第39号 南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する変更契約の締結について
- 日程第39 発議案第1号 とっとり花回廊の県有施設並びに地元との関係維持を求める意見書
- 日程第40 発議案第2号 ジェンダー平等社会をめざす取り組みを求める意見書
- 日程第41 発議案第3号 消費税を5%に減税することを政府に求める意見書
- 日程第42 発議案第4号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の撤回を求める意見書
- 日程第43 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第5号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）

- 日程第4 議案第6号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第7号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第8号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第9号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第10号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第11号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 南部町複合施設条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 日程第19 議案第21号 令和3年度南部町一般会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第28 議案第30号 令和3年度南部町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第31号 令和3年度南部町病院事業会計予算
- 日程第30 議案第32号 令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算

- 日程第31 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第32 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第33 議案第35号 町道路線の認定について
日程第34 議案第36号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
日程第35 陳情第1号 地域と共に歩む花回廊の運営を願う陳情

(追加議案)

- 日程第36 議案第37号 財産の無償貸付について
日程第37 議案第38号 南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する変更契約の締結について
日程第38 議案第39号 南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する変更契約の締結について
日程第39 発議案第1号 とっとり花回廊の県有施設並びに地元との関係維持を求める意見書
日程第40 発議案第2号 ジェンダー平等社会をめざす取り組みを求める意見書
日程第41 発議案第3号 消費税を5%に減税することを政府に求める意見書
日程第42 発議案第4号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の撤回を求める意見書
日程第43 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 埒田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤原 宰君 書記 杉谷 元宏君
書記 赤井 沙樹君
書記 藤下 夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶山 清孝君 副町長 土江 一史君
教育長 福田 範史君 病院事業管理者 林原 敏夫君
総務課長 大塚 壮君 総務課課長補佐 加納 諭史君
企画政策課長 田村 誠君 企画監 本池 彰君
防災監 田中 光弘君 税務課長 三輪 祐子君
町民生活課長 芝田 卓巳君 子育て支援課長 吾郷 あきこ君
教育次長 安達 嘉也君 人権・社会教育課長 岩田 典弘君
病院事務部長 山口 俊司君 健康福祉課長 糸田 由起君
福祉事務所長 渡邊 悦朗君 建設課長 田子 勝利君
産業課長 岡田 光政君 監査委員 仲田 和男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

11 番、細田元教君、12 番、亀尾共三君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第5号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第5号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）。

内容でございますが、1億5,268万円を増額補正するもので、主なものは南さいはくサテライト拠点整備事業、国保会計繰出金、国保会計貸付金、町道改良事業、道路維持事業、農地耕作条件改善事業などございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対御意見でございますが、国保会計への繰出金についてであります。南部町の国保加入者は約2,000人、あと8,000人以外の方は被用者保険の加入者であり、一般会計から繰出金を出すのはいかなるものか。

2番目、南さいはくのサテライト施設について、地域商社を救うということであるが、独立採算で行うと言っているが、独立採算ができないと思う。甚だ不安であると。

3番目、南さいはく拠点整備について、収支計画は指定管理を受託する予定になっている。指定管理をするかどうかは町が決めたものを議会で議決しなければならないのに、やり方が反対なのではないかということで反対であるということでございます。

賛成意見でございますが、一つ、南さいはくのサテライト施設については、南さいはくの住民の皆さんが大変待ち望んでいた小さな拠点について賛成をする。

2つ目、一般社団法人を立ち上げるのは、任意団体では営業がやりにくい。南さいはくは特産化研究部会があり、地域でも取れたものを使って加工品、特産品を作りながらイベント等に参加して売上げを図っていくためであると、そのため賛成であると。

3番目、南さいはくには周辺に施設がたくさんありますが、それぞれの施設はそれぞれ目的を持った施設であり、目的に合った施設で目的を果たしていくことになっている。そのために南さいはくの拠点として、ここを中心として地域住民が一体となって会をしていく施設であるため賛成であると。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）に反対をいたします。理由は、国保会計への5,000万の繰出金であります。

我が国は国民皆保険制度によりまして、全ての国民が国民健康保険、協会けんぽ、組合健保、各種共済組合、船員保険などに加入をいたしまして、みんながそれぞれの保険ごとに保険料を納めながら、医療にかかった場合、3割程度の負担で済む恩恵に浴しております。

さて、南部町内の国民健康保険被保険者は2,000人程度であります。残りの8,000人ほどが組合健保などの他の組合の被保険者であります。そのような中、国民健康保険の財政が苦しいからといって町民皆さんの税金を法定外に国保会計に入れていいのでしょうか。他の組合の被保険者が国保に保険料を入れたようなもので、保険料の二重払いになりはしませんか。町民の公平性を欠く判断だと思えます。それでもどうしても繰入れが必要であるならば、税金ではなく、太陽光発電事業特別会計、またはその基金から繰り入れてはどうでしょうか。この会計はいわゆる利益が生じております。その利益を国保会計に繰り入れたほうが税金投入よりよほどいいと思えます。以上、反対討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） では、賛成討論をさせていただきます。補正ですので多くの事業案が出ておりまして、実績により増額をするもの、減額をするもの様々ですが、あえて米澤議員も国保について発言されましたので、私もそこで討論をしてみたいと思えます。

まず、一般会計の考え方、私も理解はしているつもりなのですが、米澤議員も先ほど国民皆保険という言葉を出されました。この皆保険というビジョンの中で、日本国民はそれぞれの保険制度の中であって、病気をしたときもそれで守られるという仕組みでございますが、この国保というものを切り取って見たときに、この制度そのものにやや不備はありゃしないかということをごをここで少し述べさせていただきたい。なぜかという、例えば65歳から74歳までの方を取り上げてみても、やはり高齢者が高齢者を支えていくといういわゆる老老保険のような、つまりお年を召したので病気になりやすい方ばかりが加入をして、そこで自分たちだけでやりくりをしていくというこの保険がゆえに、全体のこの保険制度維持するのに、実は半分は、43%が国、7%は県だったと思えますが、そういった国、県が一般会計、県民、国民のお金を投入をして支

えているという側面もあります。

さらに、日本国民、1,700を超える市町村の中で南部町だけを切り取ってみますと、65歳以上の方、後期高齢者の方もちょっと入れますが、3,800人、南部町の特徴は高齢化率39%の町であるということをもっとここで言いたい。そういう町にあってさらに国保が、いわゆる高齢者が高齢者を支えるこの保険制度が厳しくなったとき、じゃぶじゃぶ入れろという話じゃないんです、一定程度は支えてもいいのではないかとこの視点に立っておりますので、どうか皆さんこれは賛成をしていただきたいと思います。これは賛成討論とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。令和2年度南部町一般会計補正予算、反対の立場から討論させていただきます。

今回、補正予算の中で出てくる一番大きな金額の、一番量を占めてるのが南さいはくサテライト拠点整備事業、これが1億4,867万3,000円という金額になっています。過去、サテライトプラザ拠点整備のときにそれぞれ質問をしたり何だりかんだりやってきたんですけども、その中で例えばサテライト、賀野のときですけれども、これは平成29年9月議会の資料です。このときはサテライト拠点整備事業の予算額として7,190万円が計上されてます。そして、この中で上げられていたのは、カフェをやる、それからえぶろんのこと、そういったことが上げられてます。その中で学習スペースを設けるということがありました。それと、このサテライト拠点、賀野の場合はパッチェリービーさんが入ることが一つの目玉になってました。パッチェリービーさんが今、大変成功されて、大変いい結果になっておりますけれども、その一方で、学習スペースは設けましたけれども、結局全く使われておりません。

それとあと、サテライトの手間のときですけれども、これは平成30年の5月のときの資料です。やはり拠点整備事業の中で、拠点の金額として3,777万9,000円という金額が上がっています。これはサテライト、手間の場合は造ったのではなく中を改修した、現在あるところを改修したってということだったんで、こういった金額になってますけれども、手間のほうでもやはり最終的にはうまくいっていないのではないかっていうふうに思ってます。去年はコロナ禍の影響があったのでっていう部分が一番占めるので、最終的にはこういった結果になるかは締めてみないと分からないっていうところはあると思いますけれども、過去2つサテライト拠点事業がありましたけれども、それぞれとても今回上がっている金額と比べると小さなものです。金額が多いじゃないでしょうかっていうのが1点。

それと、過去2つありましたサテライト拠点整備事業、それぞれ問題が多くて、それで現在、当初の予定から変わっております。今回、サテライト、南さいはくのほうの整備計画として資料頂きましたけれども、果たしてこれ全部そのまま成功するのだろうか甚だ疑問を持っております。以上、反対の理由とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

4番、滝山克己君。

○議員（4番 滝山 克己君） 4番、滝山です。私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今まで3人の議員の皆さん、いろいろなことを詳しく説明されましたので、私はざっとしたところを申し述べて賛成の立場を表明したいと思います。

令和2年度一般会計補正予算には賛成の立場でございますが、計算上増減がありますが、差引き後の歳入歳出それぞれ1億5,268万円を追加して、総額で96億9,000万程度とするものでございます。

減額といたしましては、計画変更や実績に伴う、今年度どうしても実施できない、また、できなかったもの等が含まれておりますので、どうしようもないのではないかとこのように考えております。

増額の主なものといたしましては、るる説明ございました次の3事業ではなかろうかというふうに思っております。1つ目は、南さいはくサテライト拠点整備事業、これが1億4,500万円程度の増でございます。これは国の補助も確定いたしまして着手することができるようになったものでございまして、町民の皆様、地域の皆様の待ちに待った施設でございます。計画を順調に着手することができるように頑張りたいと思います。2つ目といたしましては、国民健康保険事業への基金繰出金と貸付金の約6,000万円でございます。これは国保事業会計を安定的に運営するため、やむを得ないものだというふうに考えております。3つ目といたしましては、今年は非常に出勤回数が多くて大変だったというふうに思いますが、除雪事業でございます。これが2,200万円。この3点が目につく大きなものではなかろうかというふうに思っております。どの事業にいたしましても、町民の皆さんや地域の住民の皆さんにとってなくてはならない、またなくすことができない事業ではなかろうかというふうに思います。

私は、これらのことから、議案第5号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）に賛成をするものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町一般会計補正予算に反対をいたします。

先ほど反対の意見として、一つは国民健康保険税への一般財源からの繰入れの問題、それから南さいはくサテライト拠点整備事業への問題点の話がありました。私たちの立場は、今回の補正予算の中で国民健康保険税に対して基金積立て5,000万円、それと貸付金という名前ですが、1,000万円を出していることには賛成をしています。

反対討論になりますが、まず、その理由といたしまして、先ほど白川議員もおっしゃっていたのですが、国民健康保険というのはほかにある組合健保等と違って、国民健康保険法の第1条には「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と書いてあって、一番大事なところは、国民健康保険というのは社会保障の根幹をなすものだというふうに位置づけられています。ほかの保険ですよ、組合健保、ないしは他の社会保険等については、これはいわゆる皆さんがよく言われてる互助制度ですが、国民健康保険税の性格というのは社会保障そのものだと。その理由というのは、先ほどおっしゃったように憲法第25条の生存権の具現化というふうに書かれているんですけども、何よりも最後のセーフティーネットを張るのが国民健康保険税だということで、国民皆保険の根幹をなすものと位置づけられてると私たちは解釈をしているところです。一番の責任は国にあって、国が本来のお金をしっかりと出して、その上に市町村が適切な負担をして運営をしていくという在り方が本当だと思うのですが、当初の国民健康保険税への国の約50%の負担をどんどんどんどん減らしてきたところに大きな原因があるのではないかと私たちは考えています。

それと、全国知事会でも指摘されたように、構造的な欠陥というのは、もはや国民健康保険制度は、当初は自営業者とか働いてる方々も多かったんですけども、今、国民の約4分の1が5分の1に減ってきていますが、ほとんどが無職の方、アルバイト、非正規、いわゆる低所得者層が多くなってきており、おまけに事業者の負担もないものですから、国が削った段階では、本人に負担するか、なくては間に入っている市町村が負担するかしかなくなってきたところが大きな原因だというふうに考えているわけです。私たちはそもそも一般財源からの補填を正しいと言えるものではありません。本来は国が負担すべきだと思うのですが、この状況見た場合、多くの市町村はこれ以上の住民負担に耐えられないといって法定外繰入れをやむなくしてきているというのが日本の自治体の現状だと思うのです。

長い間、南部町は、旧西伯町時代からも国民健康保険税への一般会計の繰入れは行ってきませんでした。私たちは高い保険税に応えるために、国の負担増とともに市町村でも最後のとりでとしてそれを何とか基金繰入れをしてでも国保税を下げてくださいと訴えてきてきました。今回、南部町がこのように一般会計繰入れをしてきたのは、やはり町民の生活実態と今回のコロナの関

係が大きいのではないかと私は思っています。それと、もう一つの背景には、国保の県への国保税の算定の一本化があるというふうに考えています。そういうことを考えたときに、私は、5,000万の基金への繰入れについては町として正しい判断をしたのではないかというふうに考えて評価をしてるところです。

もう一つの南さいはくサテライト拠点事業では、先ほど同僚議員も述べましたが、この中で一般社団法人をつくると言っています。その件については述べられたのですが、私たちは問題点として、この南さいはくをつくるときに経過の中で出てきたのが大きく言っている目的です。3つあったというふうに考えています。一つは、協議会の事務所として今のところは古くなって狭くなっているのを、新しい、建て替えたいと。もう一つは、今、住民が頑張っている特産品の加工することによって、それを広げていくためにもその場所が欲しい、そしてそれを支えていくためにも一般社団法人をつくっていききたい、その中心施設となるということです。もう一つには、隣にあるカントリーパークをも将来は維持管理を考えているのでしょうか。そこの連携をも上げて建て替えたいと、こういう理由だったというふうに思います。

まず、協議会事務所については、私は、人口少ないところでは建て替えてはいけないと言うつもりありませんが、全町的に見たら南さいはくというのは南さいはく自然休養村事業で、どなたかも言っていたようにたくさんの建物が南さいはくに集中しています。南部町はほかの町に比べて町の造った施設が多いとも言われています。その維持管理費は他町と比べても多くなっているのではないのでしょうか。そういうときに、今、公共施設についての計画を取りまとめているところではないのでしょうか。そのような中で、公共施設は今後どうしているのか、そういうことの中で判断せずに、一つの協議会事務所が狭くなってきたからといって建てるというのであれば、今後、地域振興協議会7つあるのであれば、そのスタンスでいくのかということになってくるのではないのでしょうか。町全体考えた場合の整合性が感じられないというふうに痛感しました。保育所では子供の数が減った、それから効率性のことを考えて今ある2園を1園にしよう、こういうことが出てきているわけです。その一方で、全体的な計画も考えずに建物を建てていくというのは、これは説明として非常に不十分だというふうに考えます。南さいはくが抱える問題多くて、現在、2020年段階では688人の人口が、2030年、10年後には500人台になって、560人になるというふうに予想も出ています。それを考えたときに、本当に今、南部町が、全住民が暮らしやすいために、今の地域振興協議会制度も見直しながら、どこにお金を使っていくのかということを考える時期に来ていることを考えると、今回の施設の建設は住民合意が得られないのではないかというのが1点です。

もう一点には、特産品の加工施設としていき、一般社団法人をつくっていくという問題です。どう考えても、採算が取れていくのかということ考えたときに、何らかの財源がなくては成り立たない。とすれば、例えば指定管理料の増とかそういうことしか考えられないというのが現状ではないでしょうか。一般社団法人や営業していく団体を育てていくというのはなかなか町では難しいことだと思います。自発的な声が出てきたのはありがたいことだと思いますが、それを物を建てることによって支援していくのか、人間を育てていくのか問われてきているのではないのでしょうか。まして、南さいはくでは緑水園をはじめ、拠点整備として地方創生で造られたいくらの郷にも調理や加工施設があります。また、山菜加工場もある。使おうと思えば、オートキャンプ場の隣にも立派な施設があるわけです。人口が減っていく中でこれだけ建物があって、その上で建てていくということは本当に南さいはくの全住民の総意なのかということは、私は少し合点がいかないところがあります。

また、カントリーパークについても、今後使いやすいようにしたいという南さいはくの方々の思いというのは非常にありがたいと思いますが、まず第一にカントリーパークをどうしようかという町の判断や計画が出ていません。そういう中で、先にあらかじめ事務所ともなるようなもの建てていくということ自体が町としての計画性のなさを示しているのではないのでしょうか。とりわけ計画性のないところで使っていけば最後に被害を被るのは住民です。町ではありません。そういうことを考えた場合、建物が欲しい、場所が欲しいともありますが、例えば緑水園周辺の施設を使って有効な活用していくことも考えながら当たるべきではないのでしょうか。厳しく再考を求めて反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この議案第5号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、国保会計で米澤議員の反対討論、それから白川議員の賛成討論聞かせていただきました。どちらとも本当正論であり、今後の南部町の課題であるなというふうには思いました。

私は、先ほど反対討論された議員の南さいはくサテライト拠点施設の整備事業に関する反対の討論がありましたので、この1点に関して賛成討論します。このサテライト拠点ですが、先ほどの……。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時26分休憩

午前9時27分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○議員（10番 板井 隆君） 簡明にならないと思いますけど、御勘弁ください。

この反対の討論があったわけですが、こればかりではなくて、町民の方の中にも何で人口が一番少ない、高齢率の高い南さいはくに巨額の整備予算がついてるのかという声も聞いております。若干先ほども言いました時間をいただいて、町民皆さんにもぜひ御理解をいただきたいので、賛成の討論をさせてやってください。

南さいはく地域振興協議会の現の今の事務所は今から20年以上も前に、当時ミトロキの真砂砂等を搬出していた業者の事務所兼社員の方の休憩で使われていたプレハブの施設でした。これを町のほうが整備していただき、協議会の事務所として再利用して現在に至っております。近年ではシロアリの発生や、室内の改修等も施していただきながら、活動部会はこの事務所で、また、伯耆町議会等で、大人数でやる時には場所も狭く、緑水園にある研修センターを使用しながらの運営をしてきております。

サテライト拠点施設が今の場所で決定いたしましたのは、私も検討委員会の一人ですが、拠点施設検討委員会の決定事項でした。内容的には、両長田の立地にあって唯一、豪雨、土砂災害、レッドゾーンに入らない場所です。避難するにも、避難後も安全な場所であり、南さいはく地域、住民皆さんが安心して集える場所である、これが一番の理由でした。さらに、年間、町内外1万人以上の利用があるカントリーパークの利用者さんの声に、雨天や猛暑日の休憩場所があれば、また、公園を利用する保護者の方からも同様の要望があり、そういった解消にもつながることから、今の場所が最適であるということで決定づけました。

次に、一般社団法人南さいはく設立に対する町民皆さんへの理解です。南さいはく地域振興協議会の活動はほかの協議会と同様、総務部、公民館部、地域づくり部、ふれあい部員を各集落から選出していただき、この4つの活動部が地域の問題解決を進めながら、住民の安全を確保し、安心して住み続けることができるための様々な活動によって地域を守っていただいております。それに加え、他の協議会にはない特産化研究部会があり、10年前から地域の農産物など、特産品を使った六次製品化を進めております。休耕田を利用したウドの栽培でうどようかんの開発、11月3日に毎年開催するかまくらふれあい祭りでは、集落で取れた農産物、山菜等、加工品を対面販売で来客の方との交流、加工品では地元のシイタケや山菜をふんだんに使ったかまくらおこわはイベントでは飛ぶように売れております。さらに、カリカリ梅の製品化、近年では休耕田を活用したエゴマの栽培でエゴマ油の製作や、毎年西伯小学校4年生を招き、森林公園での炭焼

き体験、その後の年間数回の炭焼きで木炭の販売、森林公園キャンプ場利用者の方へのまき作りなど、年間で250万円以上の販売売上げを住民の協力で売り上げてきております。このような現状で、これまで協議会の会計では地域振興交付金の非営利会計と、付設4施設の指定管理料含めた公益的な会計が現在の協議会である任意団体では限界に達してきているというところから、一般社団法人南さいはくを設立することとなりました。

最後に、南さいはくエリアにある緑水園やいくらの郷、また、西伯山菜などは同様の調理施設があるのにこれ以上に施設が必要という点について討論しとけば、それはそれぞれの施設とも使用目的があつての場所です。ダムの建設に伴う周辺の整備、そしていくらの郷ではひきこもりの方々への対応、そういったためにその調理場というのはあるというふうに思っております。南さいはく、住民の長年の念願だった安心な避難場所、老若男女を問わず集うことのできる安全な場所、カントリーパークを利用される方々への憩いの場所の提供、その中から新たに生まれる地域と利用者の交流、そして地域住民同士が知恵を絞った特産品の開発、販売による地域内交流と地域の活性化、人口減少と高齢化が顕著に進んでいる南さいはくエリアでありますけれど、この拠点施設が新しい力を注いでくれると私は確信し、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

午前9時35分休憩

午前9時36分再開

○議長（景山 浩君） 再開をいたします。

日程第4 議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第6号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第6号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

内容は、3,468万6,000円を増額補正するもので、主なものは後期高齢者支援金、基金積立金などでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、一つ、国保会計が赤字だから一般会計から繰入れと言っているが、例えば国保会計の被保険者で税金が払えない人に対してもう少し違った支援があるのではないかと。老人世代には老人福祉の制度で支援するなどして税金を払ってもらう。やたら減税しないことが財政の筋ではないか。

賛成の意見でございますが、一つ、一般会計から基金積立金として5,000万入れていただくことになった。これができるならもう少し早く入れてほしかった。今回は新型コロナウイルスの蔓延、県が進めている国保会計の一本化、また、賦課方式が4方式から3方式になるなどから、国保会計が厳しい状況になるので、町長が英断したものとする。国、県の方針により一本化されればどうしても厳しい状況になるので、そのときにこの基金を使って平準化する大事な積立金であり、賛成するものであります。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に反対をいたします。理由は、一般会計からの5,000万円の繰入金であります。

一般会計補正予算のときに町民の皆さんの公平性を欠くんじゃないかということを申し上げましたが、それ以外のことを申し上げますと、まず、一般会計からの繰入れには事務費等繰入金や基盤安定繰入金など、法定繰入れと法定外の繰入れ両方あります。このたびの予算は法定外の繰入れでありまして、法律にのっとって行うものではなくてイレギュラーなものでございます。この議員さんは皆さんが賛成されておりますけれども、確かに日本全国でたくさんの市町村がこの法定外繰入れを行っているのも事実であります。まさに赤信号、みんなで渡れば怖くないというのでしょうか。

この法定外繰入れは、赤字を補填するためにストレートに繰入れをすればペナルティーがあり

ますので、5,000万円の基金造成を行い、そこから赤字補填を行おうとするものであります。これを認めれば基金がなくなるたびに一般会計からの法定外繰入れを、予算が出てくることは間違いございません。国は、保険税の負担を下げるための法定外繰入れは解消するように強く求めております。これでいいのでしょうか。根本的な解決策ではございません。

第3に、合併当時、1億円以上あった国民健康保険の基金が底をついてしまいました。国保の税額を抑えるために基金の取崩しを続けたためであります。執行部と議会の責任でございます。これからは一般会計からの法定外繰入れに頼るのではなくて、今後の国保財政について真剣に考えてみなければなりません。国保は税についてばかり話題に上がりますが、医療を受けたときの負担の軽さにはあまり言及されません。ふだんの医療費の支払い時は感じませんが、入院などで医療費が高額になったときに高額療養費の給付を受ければよく分かります。保険はみんながお金を出し合って医療にかかったときの負担を軽くするものであります。国保を維持するためには、それなりの税負担はやむを得ません。国保には、所得の少ない方には所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置があります。それでもなお税を納めることが困難な方、また、7割、5割軽減措置の方には違った別の支援策を考えるなど、一般会計からの法定外繰り出しなど一番安易な方法に頼らないことを望みます。私たち町会議員も国保の被保険者であります。私は、一般会計からの法定外繰り出しには申し訳ないと思っております。今後の国保財政の健全化に向けて執行部と議員と一緒にじっくりともう一度考えてみようではありませんか。以上、反対討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第6号の国民健康保険事業特別会計に賛成いたします。

私は、国民健康保険税、次の令和3年度の方は反対させてもらうのですが、今回賛成する理由です。米澤議員が先ほど言われたいわゆる一般財源からの基金繰入れをどう見るかということに尽きてくると思うんです。米澤議員が国保会計のことを非常に心配なさってる気持ちというのは恐らく皆さんも同じ、持っている気持ちだと思うんです。

この一番の問題、恐らく私は執行部も悩まれたんだろうと思うのは、この補正予算でよく分かるように、当初、コロナの交付金ですよね、それを2,000万近く充てて国保に入れようと思ったら国がそれはいけないよと言ってきたと。実際それを入れなくてどうしようかと思ったら、結局、二千幾らが赤字になるよって入れようと思ったら約1,000万ちょっとで済んだので、1,000万を今回貸付金として入れてるわけですよね。それで、今後、2年、3年後です

か、起こってくる県の国保料（税）の統一に向けて基金を積み立てる。これどういうこと言うてるかということ、国保料金を統一したら町の国保の会計にどう影響を及ぼすかということは自明の理やと思うんですよね、恐らく。基金等を投入しなければ国保性が上がる可能性が非常に高いということからの繰入れだというふうに私は承知をしております。

先ほど米澤議員が言われた、税金を一般財源から国保税に入れることは不公平であると、こういうふうにおっしゃいました。そのことについて私は先ほどの一般会計補正予算で、国民健康保険税というのはそもそも社会保障で、本来であれば税金で賄っていくというのが筋ではないかということをおっしゃっていただきました。

とりわけ国民健康保険税で何が一番問題になってるかということ、国が本来の責任を果たさなかったばかりにどこが負担するかっていうと、あとは県が幾らか補助金出すか、町が法定外繰入れをするのか。あと、それもできないからというのでいくのは、どこもやってきたのが加入者ですね、国保の世帯と人に国保税を上げることはなかったでしょうか。ここ30年間ずっと国保税が軒並み上がってきたというのは、それと比例して国の持ち出し分も確率的には減ってきている。国が言ってるのは、高齢者が増えてきて医療費が増えてきたから仕方がないんだというんですけれども、自然増をしっかりと削ってきたというのはこの20年間だったのではないかなと思うんです。

国保税は、もう一つの問題は、ほかの協会けんぽと違って滞納があるわけです。ほかはもう働いてる人から強制的に取りますから滞納というのは起こらんわけですよ、ほとんど。国保は起こってきます。7割減額して、5割減額して、2割減額しているのに、国保税が何千万も滞納になってきているのはどういうことか。これは住民の国民生活から見て、所得から見て高い負担をしているという反映ではないか。これは知事会などが考えていることです。どこの自治体も困って、国に対して知事会や市長会や町村会がもう少し負担増をと言うんですけれども、当初言った1兆円の半分も出さなかったことで財政が苦しくなって多くのところは法定外繰入れをやっている。もう市なんか軒並みですよ、もう間に合わないから。それが確かに、国は法定外繰入れだといってしたらいけないというんですけれども、国はコロナの交付金も目的外だといってこのような意見を言うてくるわけです。

しかし、運営している市町村にとってみれば、どこに持っていくか、住民生活を見た場合、これ以上負担できないというふうに考えるのも、私は地方自治体の大きな仕事の一つだというふうに考えます。今回は総合的に判断して、住民への負担をこれ以上続けられないという立場で一般会計からの繰入れをしたのだというふうに私は考えています。そもそも町が自分たちで判断して、

住民の暮らしを守るためにお金をどう使うかということに対して、こういうことをしたらペナルティーがある、こういうふうに言ってくる国の政治こそおかしいのではないのでしょうか。そんなこと言う前にしっかりと国の責任を果たして、国民の医療と健康を守る立場に立っていくべきだというふうに考えます。

この論議、一旦どこの議会でもすると思うんですけど、本当はみんなが一緒になってもっと国に金を出せ、県も一本化するのであれば、県が幾ら補助金出すのか、このことぐらい議会で決議を上げて、県と国に上げていっていい内容だというふうに私は考えています。甚だこういうことで議論をするのは残念ですが、私は今回の基金繰入れに対して賛成をいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第7号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第7号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

内容は、260万6,000円を増額補正するもので、主なものは医療保険料の増額などでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第8号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第8号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

内容は、119万7,000円を減額するもので、主なものは墓地使用料の減額でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第9号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第9号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

内容は、6万6,000円を補正するもので、人件費の増などがございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第10号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第10号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

内容は、1,809万3,000円を追加補正するものでございまして、主なものは売電収入の増加でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第11号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第11号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第5号）でございます。

内容は、2,573万4,000円を追加補正するものでございまして、主なものは補助金の確定に伴う補正でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号

○議長（景山 浩君） 日程第 10、議案第 12 号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 12 号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

内容は、公職選挙法に基づき南部町議会議員の選挙及び南部町長の選挙について、選挙運動用の自動車の使用や選挙用のビラ、選挙用ポスターを公費負担するものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 12 号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 13 号

○議長（景山 浩君） 日程第 11、議案第 13 号、南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第13号、南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定についてであります。

内容は、鳥取県西部広域行政管理組合が実施する可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の整備に要する経費の財源に充当するために基金を設置するものでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。以上でございます。

なお、反対意見でございますが、建物建設に係る積算根拠が実際のところどうなのか一番不安であります。積立金を幾らまでするのか根拠が薄いので反対だと。

賛成の意見でございますが、この施設は各市町村が持っている施設を合併して行うもので、南部町は辺地債も過疎債も使えないので、将来的に必要な費用を積み立てていくための積立金でありますので、この条例は必要であるということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第13号、南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

今回、これの積立基金の制定について幾つか説明がなされています。その中で、南部町では令和3年から9年まで7年間で1億9,540万円を積み立てるっていう、こういう数字が出てきました。

それとは別に資料をもらってるんですけども、この中で3つのごみ処理施設の、これ建設に関わる費用の部分が出てきております。可燃ごみ処理施設においては、一番これが多くて2億2,700万円、そして最終処分場については4億2,700万円、不燃ごみ処理施設は4億3,000万円、こういった数字が出てきています。この数字なんですけれども、施設の説明において、これ今までいろいろな数字を使って説明されてこられたんですけども、この中で共通しているところだけは、可燃ごみ処理施設の中に出てくる数字で想定施設規模っていう数字があります。これ1日233トン処理しますよという、この数字を根拠に説明がされてます。それと、それ以前に比較の資料がずっとあったんですけども、この中でもやはり233トン1日処理しますよっていう数字があります。ところが、今回出てきた数字、特に可燃物処理施設の数字について、今まで出されていたこの処理施設の比較の数字、これに相当する数字がありません。

多分、発電施設の部分がどっかが入ってきたのではないかと思いますけれども、これにおいてもこの数字の説明については全く入っておりません。

それと、そもそも現在、鳥取県西部広域で大型ごみ処理施設を造ること、そしてそれで発電をして、ごみを燃やすことによって二酸化炭素排出するんだけれども、電気を作るからこれはエコだっていう、こういうこと自体が間違っており、大型ごみ施設造ること自体に反対しておりますので、今回この議案第13号、反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第13号、南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定について賛成するものです。

この基金条例は、鳥取県西部広域行政管理組合が実施する可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の整備に要する経費の財源に充てるため、この基金条例を制定するものです。基金の積立ての期間は令和3年度から令和9年度までの7年間とし、約1億9,000万円を積み立てるものです。令和14年度、施設の完成・稼働を目指しています。令和10年度以降には南部町の負担金が発生するということで、この積立金が必要になってくると思います。建設費が約313億円程度、先ほど加藤議員も言われましたが、内訳でございます。試算で南部町の負担は1億9,000万円程度が必要と言われております。予定として既に支出ということが分かっておりますので、ここに向けて毎年3,000万円程度積立てをしていくということは至極当然のことではないでしょうか。令和3年度の当初予算にはこの積立額として3,407万6,000円の予算を組んでおります。この基金を積み立てるということによって、西部広域でのごみの焼却施設整備に対するアナウンスを広く行い、これによって住民の意識や関心を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

以上の点から、この基金条例の制定に、第13号に対して賛成をいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 同議案に反対をいたします。

今回の基金条例で基金を制定するのは、まさしく先ほど賛成討論で荊尾議員が最後に述べられた西部広域の広域化について住民に広くアナウンスし、関心を持ってもらうためにするんだろうなど、私もそんなふうが一番最初に思っていました。

私たちが反対しておりますのは、総額にして313億で、今回は約1億9,000万の基金だということなんですけれども、私は本来であればこの313億6,000万のうち、口頭で述べられた

んですけども、実際町が幾ら負担することになって、そのうち辺地債も過疎債も何も使えないというのであれば、いわゆる事業債をどれだけして、それで一般財源の残りが1億九千何がしだと、こういうふうな説明を文書等でも出してくるべきだというふうには思っているわけです。それぐらい今回のお金は町に入ってくる交付金、町関係の交付金等見たら、この事業というのは1億やそこらのものじゃないってことですよね。そういうことがしっかりと数字が出てこんどいけんと思うのが一つ。

もう二つ目には、特にこの313億6,000万の約4分の3を占めるのが可燃ごみ処理施設で、227億9,000万って書いてあるんですけども、中を見ますと過去の全国の実績だっていることで、ここに一言も発電施設が幾らかかるとか書いてへんのですよ。

私たちが特別委員会を立ち上げたきっかけの一つは、ほかの町に比べて南部町は現段階の町のごみの在り方から姿が変わるし、負担も変わるからその辺をはっきりさせてくれって言いよるわけですよね。この発電施設を造ることによって分かっているのは、今のままの単独で建設費をうちの町が仮に伯耆町と一緒に今の建物を新しく直しても、その金額より、米子市と一緒にになって発電施設を造る、この施設を造るほうが負担が大きいというの分かっているわけですよ。莫大な建設費を使っているわけですよね。だとすれば、その中身をしっかりと検証するっていうのが、議会でも執行部でも当然の在り方ではないかと思うんですよ、負担が変わってきますからね。形態が変わってくる。そのことの説明なしに基金ほど積んでおこうかっていうのは非常に安易なやり方だというふうに思うわけですよね。

もう一つ、西部広域がここで基金を積み立てるって考えたと思うんですけども、ほかは過疎債とかありますからね。西部広域はとにかくこの建設費を何とかせんといけんと思ってやっていますが、もしこの事業が動き出せば、このとおりいけば南部町と伯耆町の施設は解体することになるわけですよ。この解体撤去費っていうのは西部広域で15億円近くって基本構想に書いてあるわけですよね。南部町と伯耆町分は幾らかといえば、約1億3,500万ぐらいかかってくるだろうと。このお金はどうするんかって、この中に入っていないわけですよね。入っていないけれども、交付金並びは交付金と事業債つくっても後ほどの交付税に算入されると。ただし、その条件は、今使っているその焼却場が中継施設、ないしは何らかの形でごみの処理施設関連を造ることが大前提になっているわけですよね。そういうことも説明しないで、とにかく基金だけ積み立てようかというの非常に無責任だと。私は、そこに出ている町長にしっかりとそういう意見を出してきてほしいと思うんですよ。その中身も分からずとにかく金だけためとこうかっていうのは住民には通用しないし、議会に対する説明もすこぶる不十分で、よくよその町はこれ

で通すなど私、思っています、通すかどうか知りませんが。そういうことじゃなくて、幾ら西部広域で、構成市町村といって大きなとこ造ったとしても、住民自治、その団体自治等に生かされるわけですから、南部町が現状から変わるので、この建設費用については丁寧な、例えば焼却施設で幾らかかるのか、新しくする発電施設が本当に必要なのか、ある場合とない場合で負担がどう違うのか、これぐらい聞いて基金を積立てさせてくださいって提案してきてくださいよと本当に思うわけです。そういう意味でいえば、非常に不十分であり、私たちは、目指している本来のごみの在り方から、処理の仕方からしても、西部広域で一本化するということには問題がある、それを支えていく基金積立てには反対をしていくということです。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。議案13号について賛成の立場で討論させていただきます。

西部広域行政管理組合の全ての構成市町村では、令和9年度にごみ処理施設を建設するというのが決定をしています。これは現在、南部町にあります南部町・伯耆町2か町の清掃組合が持っています焼却場を含め、他の市町村も焼却場の寿命が近づいているところからです。国の指導では、焼却施設の建設にはできる限り合併をし、大型化することで経費の節減と焼却に伴う熱利用の発電によりCO₂の削減効果もあるところから、国のほうも、この建設補助金を多く受けることができるということです。全ての面で効果的で、南部町の負担も軽減されると思っています。

しかしながら、この令和9年度にごみ処理施設着手予定のとき、先ほど荊尾議員も賛成討論されました南部町の一般財源1億9,000万必要なんだということも説明も受けました。過疎債が利用できない南部町、そして米子、境港市、日吉津村は独自で財源を持つ必要がある。この必要額1億9,000万円を7年間で積み立てるための基金条例です。西部広域のこのごみ処理施設に反対する議員からすれば、この基金条例を反対するのは至極当然であると思いますが、今後町単独でごみ処理施設を建設するより、広い広域で施設を造り、共同で運営をすることが町民の皆さんへの負担も少なく、合理的であると思っています。令和9年度に必要額1億9,000万円を今年度から年次的に積み立て、将来の財政負担を和らげる必要性は当然であるというところから、議案第13号の基金条例に対しての賛成討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、議案第 1 4 号、南部町複合施設条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 1 4 号、南部町複合施設条例の制定について。

内容は、新しく完成した複合施設建設キナルなんぶの施設設置条例と公民館機能と図書館機能、多目的スペース等の施設利用料金の制定をするものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 4 号、南部町複合施設条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は 1 0 時 3 0 分といたします。

午前 1 0 時 1 5 分休憩

午前 1 0 時 3 1 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第 1 3 議案第 1 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 3、議案第 1 5 号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 1 5 号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容は、公の施設の指定管理者の管理について、指定手続等に関する条例の文言をできる規定に変更するものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 5 号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 1 6 号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 1 6 号、南部町課設置条例の一部改正についてでございます。

内容は、新しくデジタル推進課を設置するための一部改正でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対がございましたので、反対の意見を述べさせていただきます。一つは、この課は何のために設置されるのかと聞いたら、いわゆるデジタルという世界が町民にどう福祉にもたらすのか未来予想図を見せていただきたいと言ったら、それはないと言われたと。そんな訳の分からないものを議会に上程したのでは甚だ議会軽視だと思うから反対だということでございます。

2つ目、聞いていて一番思ったのは、誰のためにするのかということも思った。今回1,000万円くらいかけて企業人をここに配置するということですが、どういうふうに町民にメリットがあるのか言わないといけないけど、全然見えてこないのが反対だと。

賛成の意見でございます。一つは、IT時代で後手に回らないように、人材育成だったり電算関係の更新などは業者任せではなくて専門的知識を持っている方に聞いたりして、スキルを上げることや、これからいろんな機械化がなされることに対応できるようにしなければいけないので賛成である。

2つ目、光ファイバーが2年をかけて完成する。住民にとってもメリットがある。職員のスキルアップを図っていくこともあり、デスクでの仕事が少なくなれば職員も外に出たりして住民と接する機会も多くつくれるので賛成だ。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この議案に反対の立場で討論させていただきます。この議案は、新しいデジタル推進課という課を新しく設置したいということだと思います。

今、南部町には8つの課があるのではなかったでしょうか。この8つの課は何十を超える数十のいわゆる事務を分掌しております。大きく分ければ、様々な法律によって南部町が行わなければならない事務、そしてもう一つは南部町が独自に定める町民への福祉サービス事務、例えば企画政策課は地域振興区に関する事項というものを持ってますし、税務課は確定申告に関する事項、様々あります。いずれも町民の福祉の向上に資するものばかりであります。

では、もう一度この議案第16号を見てみましょう。この4条にSociety 5.0の実現のための施策の推進に関する事項とあります。このことについて議会2日目だったでしょうか、町長に質問をいたしました。Society 5.0は今、南部町が抱えている少子化とか様々な

課題にどのように救世主となるのか、どんな未来図を描いておられるかと問いましたところ、町長はまだ絵は描いていないと答えられました。要は雲をつかむようなこの議案なんです、どう処理をすればいいのかというのは私たちも本当に悩んでおります。

今は皆さんよく御存じのとおり情報化社会と呼ばれています。これはS o c i e t y 4 . 0の世界にあるんです。3 . 0から4 . 0になって様々な情報が手軽に入るようになりましたが、それで町民の皆さんが今幸せになってるのでしょうか、国民が幸せになってるのでしょうか。世界で一番若者自殺者が多い国となってしまった。核の家族化が進んで、子供も知らんところで親が孤独死をする、こういう時代が今、S o c i e t y 4 . 0の時代、だからあえて聞いたんです。5 . 0とはどんな時代なのだと聞いたら未来図はないという、いわゆるこれは生煮えなんです。この生煮え議案をどう処理するんですか、皆さん。

議会基本条例というのがあって、全部は読みませんが、「意思決定機関として」その機能を果たさなきゃいけない。「町政の課題や町民の声を把握し、公正かつ誠実に住民福祉の向上、地域社会の活力ある発展のために、全力を尽くして職務を遂行しなければならない。」この4条、5条で、私は今ここで発言してるんですよ。この生煮え議案を皆さんこれ、町長が提案して、何かあったときは町長が腹斬るんじゃないんでしょう。ここ、この議会が決定したら我々が責任持たなきゃいけないんですよ。それできるんですか。ということで、この生煮え議案、私はもう少し組み上げてから出すべきだと思っておりますので、今回は反対させていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、長東博信君。

○議員（6番 長東 博信君） 6番、長東です。議案第16号、南部町課設置条例の一部改正について、私は賛成の立場で述べさせていただきます。

21世紀は環境と人権の世紀と言われましたけれども、もう一つ加えるなら通信だと思います。これからの世の中は通信が避けて通れない社会となります。社会は日進月歩で変化しており、取組を怠るとたちまちに取り残されて、後進県ならぬ後進南部町になることでしょう。今や通信においては山間地のほうが進んでいる町も多くあります。通信において世界に取り残されかけた日本がようやくデジタルに力を入れようとしているこの機会を逃さずに南部町が取組をしていくことは的を得てると言えます。そして、今年度から南部町は光ファイバーの整備をしていきますが、鳥取県下で一番遅く取り組む3つの自治体の一つになっています。

その取組と時を同じくして、このたびデジタル推進に関する課を設けることは、様々な施策や事業を考え、構築していく上で欠かせないことと私は考えます。町民へ行政が将来に向けて何が

できるのかを考え、必要な人材を確保して取り組んでいくことは大切なことだと思います。何もしないではないが、これまでのように通常レベルでの対応していて社会の変化に取り残されていくことになることだけは避けるべきであります。座していることなく取組に挑戦し、町民へのサービス向上提供が何なのか、できるものは何なのか活路を導き出していくことこそ必要ではないかと考え、この議案に私は賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。議案第16号、南部町課設置条例の一部改正について、反対の立場から述べさせていただきます。

今回、この条例が出てきた背景には、現在ある菅政権の目玉でデジタル庁を設置するっていうここが本になってると思っております。今回、国のデジタル化の中で一番大きく問題になるのは、ビッグデータの取扱い、それと個人データがどこまで保護されるのか、この2点がデジタル化の中で一番大きな問題になってきます。

それと、もう一点、ここでデジタル化すると仕事が楽になる、楽になるっていうふうに言われてますけれども、このデジタル化したために逆に細末な仕事が数増えるっていう、こういった傾向があります。これはこの間、NHKの「資本論」の「100分de名著」の中で、デジタル化ではなく技術が進んだ場合、どうしても人間がやらなければならない。このとき表現として、くそみたいな仕事という言い方してましたけれども、とにかく人間がどうしてもやらない仕事というのが残ります。そしてこれが逆に数多く発生するために、結局人間はデジタル化してもどっかの部分でこの余分に増える仕事に拘束される、こういったことが言われてます。

この件について、デジタル化したために、先進国、韓国とかで起きてる事例が幾つかあります。ちょっとこの場では申し上げられませんが、今回デジタル化をすることによってばら色の未来が見えるってことはまずあり得ません。それ以外にも見なければならない部分が必ずあります。こういった理由から今回のこの議案第16号、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。議案第16号、南部町課設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年からの新型コロナウイルスの流行で、政治、経済、教育、医療など、様々な分野でさらな

るデジタル化が求められています。国では今年の9月にデジタル化の遂行のため、デジタル庁が設けられます。南部町はそれに先んじてデジタル推進課を設置するという条例であります。設置によってデジタル社会の形成に関する施策の推進することで、町民の皆さんの利点は、町民の利便性の向上、行政の効率化、公正公平な社会の実現が可能となっていくと思っています。

南部町は、コロナ禍によるデジタル化の必要性から、鳥取県でも一番遅れていた光ケーブル化も事業化され、事業予算は地方創生交付金が活用されて町の財政負担も軽減されながら、1年早く事業が進捗することになっています。さらに、次世代を担う子供たちにも、GIGAスクールの事業でタブレットの導入によってICT化に親しみ、情報活用能力を養っていくこととなります。乗り遅れていた南部町のICTやデジタル化の普及を、どこの町よりも早く後れを取り戻す政策が進められる必要があり、新設されるデジタル推進課に大きく期待をしたいと思うことから、この議案第16号、南部町課設置条例の一部改正についての賛成討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾共三でございます。私は、この議案第16号、南部町課設置条例の一部改正について、反対するものであります。

理由は、これについてなんですけども、一つはこういうことだと思んです。政府が進めるデジタル化、立ち上げるためのものですが、しかし、それをやることによって町民に何の利益があるのか。先ほどの反対者の意見もあったんですけど、果たしてどうなるのかと、白紙の状態ではないでしょうか。

私は、このようなことをやると大変なことになる。まず、一つは、国を基に各自治体がこういうデジタル化をやっていくということは、それぞれ個人の個性がみんな知られてしまうことになるんです。例えて言うことですね、自分にとっては個人情報、これは知られたくないということも全部分かってしまう。しかもそれをされたら、これを防止する条例もきちんと出さなければ駄目なんだけども、それが非常に不十分であります。これがまず1つ目。

そして、2つ目は、個人格差が非常に広がるということなんです。こういうことにたけた人はいいと思んですけど、それに追いつけない人、特に私も含めてなんですけど、年齢が増えますと非常に疎いんです。そういう状況から、大変な状況、格差が起こるということ。一つ具体的に言いますと、持続化給付金だったんですけど、これが全部パソコンでないとやれないということなんです。果たして、使える人は簡単にできるんですけど、使えない人は全くそれに応じることはできない。これがペーパーでやるということになれば、文字が書けたら大体書けますが。しかし、

パソコンに一本でやる、デジタル一本でやるということになればできない。まさに格差を生むではないでしょうか。私は、このようなことはすること、そして個人情報一括にするようなこと、これについては非常におかしな条例であるという具合に思います。

先ほど賛成者の中で、全国に先駆けて先進に行くんだというんですけども、先進でいいことは大いにいいことですけども、しかし、マイナス面が現れることに対しては十分に考えてやるものであって、まずこれについては拙速である、このことを主張して反対するものであります。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。この議案第16号に賛成をいたします。

デジタル推進課を設けるといふ、県下でもあまりないのではないかというふうに思っておりますが、やはり今、南部町の大きな財源を使って進めている光ファイバー事業というものがありません。やはりこういうものをいかに今後町民のために、町民の福祉の向上のために使っていくのか、そういうことをしっかりと考えていくための課が必要だと思います。

また、県の事業で役場を、各集落を回ってそういう行政事務を行うと、そういうことも計画しております。ですので、このデジタル推進課をつくることによって、またその道のプロという方を、来ていただいて、一緒に職員の技術の向上、知識の向上、そういうところも含めて南部町としてこのデジタル推進課をつくって、住民の福祉の向上のために進める課をつくっていくところに賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第16号の課設置条例に反対をいたします。

そもそもこれを聞かされてる執行部の皆さんも課をつくることに、設置をするこの条例が出てきて、議会で賛否が分かれるっていうのは非常に珍しいケースではないかというふうに私も考えています。それぐらい地方自治をつかさどる役場の仕事というのは住民から理解されているところじゃなくてはならないと思ってるからです。

もう一つ思ったのは、えらい極端過ぎる話やなとも思いました。光ファイバーではもう県内のどこよりも遅れているから早くせんといけん、早くせんといけんって言って、ぱっとそのとき次にどこよりも先進地に行くのだといってデジタル推進課を、その光、どこでも入れている光ファイバーを使うためにはデジタル推進課つくらんといけんみたいなこと言っている、こんな町ってあるのかなというのは本当に正直な反応です。このことに対して住民がどんなふうに反応するの

かなっていうのも私は正直言って心配しているところです。

委員会の審査の中で見えてきたのは、やはり各議員が言ってるようにこの中身がよく見えてこないんだけど、どうも職員には専門知識と専門性を求めていくんだなというのを感じました。ますます数少ない職員の負担増になってくるって正直思ったのが一つと、デジタル推進課に3人も4人も集めるのであれば、今せんといけん、どこ聞いとってもまちまちに出てくる施設の管理の在り方の問題、それから条例や法律の解釈の不備の問題等考えたら、正直言ってもう少し法や条例を詳しく質疑したりとかできるような場所が役場に欲しいなと思ったり、施設の一体管理をしてくれたらもう少し議会もやりやすいし、もう少し無駄なお金も割けるのではないかと思ったりするわけです。

今回のコロナのことを考えたら、コロナの応援に、どこの人事異動見とっても、やはり特に都市部なんかではコロナのウイルスのこのワクチン対策に人を出しよるわけですよ。今回の混乱を考えたときに、予想できなかったことではあるのですが、適切な人員配置をしていくっていうことも求められてきているのではないかと思うんですよ。そういう足元の町の様子を見とって、もうデジタル推進課というのは誰か言った雲をつかむクラウドではないですけども、本当に雲をつかむ話になってきてるのではないかなと思うんですよ。そういうことが日常、予算を動かして、人を動かして、町民動かす中にどのように位置づけられるのかというのを見えないことが議会の中でも論議になってきたと思うんです。

中身についてほかの議員も言いました。私は、とりわけデジタル推進課ができて先取りをしていくというのですが、国がこのデジタル言い始めたのは、あの特別給付金を出す10万円をちゃんと配り切れなかったからデジタルを入れようって言ったわけですよ。国会でもあんなに論議になっていて、私は職員はじめ、町の皆さんもこのデジタルの推進についていろいろ考えるところがあるんだろうと見ていた矢先にデジタル推進課ですよ。私たちはデジタルの技術の革新については恩恵を全ての国民が享受すべきだという立場です。デジタル技術の推進には賛成するし、それを使えるようになりたいとも思っている一人でもあります。

でも、町政が考えるデジタルディバイド、格差というのはよその町との格差ではなくて、町の中でこのデジタルが推進されることにより、住民の中に格差を持ち込んで、使えない人を置いてきぼりにするようなまちづくりをしてはいけないこの柱と、もう一つは、自治体として公のものが持っている個人の情報をたとえ国といえども安易に出すことはできないのではないかと、この2つのことで多くの市町村は悩んでいるんだと思っています。やはり取組に当たっては、この住民の情報の保護や、それから格差の問題をしっかりと位置づけた上で、本当に必要なのかどうかと

いうことを考えるべきではないでしょうか。今回の議案に出てくるとは思います、議会の様子をよく見られて、私は再考をしていただきたいと、このようにお願いいたしまして反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議案第16号については賛成の立場から討論させていただきます。

今、るる賛成、反対ございました。町長、このように議会の中でも半分ぐらい分かれるという新しい政策でございます。私は、今回の設置条例について、陶山町長が初めて自分の特色の出されたように解釈いたします。国がデジタル庁を、今回6月にできますが、国民が一番心配してるのは、個人情報、国が一元化されるんじゃないかという、一番心配事はそこだったと思います。これは与党、野党の議員がこぞって言っておりますが、それに勝るような政策がこれでできると。これは陶山町長が肌で感じられて、これは絶対南部町でも必要だと、こうされて、私は町長が2期目で初めて陶山色、陶山町長色をこれで出されたのかなと評価しております。

また、これは全国でも、国がデジタル庁をつくるにおいて、各市町村が課をつくるというのは、私はまだ聞いておりません。この間の情報では鳥取市がデジタル室をつくるという情報入りました。県はあるかどうか分かりません。それによって課をつくるということは、それなりのすごいことがこれでできると。陶山町長の今回のデジタル化によって南部町をまちづくりをします。

一番心配なのは、各議員さんが言われました、これによって格差ができれば困ると。それをきちっとしていただきたいということと、国に情報が一元化する、これに対してもちゃんとセーフティーネットを張っていただき、そういうまちづくりは今回できるということならば、一つの、前町長は福祉のまちづくりで、福祉一筋でやって日本の中で福祉の南部町をつくっていただきました。陶山町長は今回初めてデジタルでまちづくりをする、デジタルの町、南部町であると。よそにない課をつくって、国が動いたら即町も動く、このような対応ができるようになったということは、すごく私は評価したいと思いますし、ぜひとも頑張ってくださいと思います。このように今、反対討論、賛成討論の中で皆さんが本当に心配しておられたことを全部今メモされたと思います。それらを考えた政策を今後期待したいと思います。

また、国が今一番今回のニュースというか、菅総理大臣の話をお聞きしましたら、日本国中の優秀な企業の一流の人を1万人地方に出すって言われました。これを機会に、こういうときにこれを取ると、もらうと、それで初めて産官の連携ができて、新しい町がつくれていると私は思っておりますので、陶山町長、頑張ってくださいと思います。賛成討論いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第17号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長でございます。議案第17号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

内容は、会計年度任用職員制度がスタートしましたが、会計年度任用職員が長期で休職をした職員の分限条項を制定するものでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、会計年度任用職員は公務員になったといいながら責任があるが、給与は抑えられている。身分の限度の分限を適用されるのは反対であると。

賛成意見でございますが、会計年度任用職員でも町民のために働いておられ、職員並みの分限があってもいいではないかということで賛成だということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第17号の南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

会計年度任用職員制度については設立当初から反対してきました。会計年度任用職員に関連する条例等が出た場合には、より他の職員との、公務員との格差が広がっていくのか広がっていないのか、その立場から判断をしているところです。今回の地方公務員法の第28条の2項によ

ったいわゆる分限ですよ、それを適用したいということで、休職の間中は一切の給与払わないという内容がどうであるのかということです。

地方公務員法の第28条は、降任、免職、休職を定められています。ここの第2項というのはいわゆる心身の故障のための長期休養、刑事事件に起訴された場合、こういう場合について休職等することができるというわけですよ。これを適用させて会計年度任用職員に給与を払わないとするというんですけれども、例えば一般職の場合は国家公務員の法律で定められておまして、休職をするに当たっても例えば心身の故障のための長期の休養ですよ、公務とかではなくて。公務の場合は100%出されますが、私的な心身の故障の長期の休養であっても1年間は8割でしたか保障されているのではないですか。そういうふうにある一方で、会計年度という年度ごとに採用されるという大前提の職員に、この場合には、例えば心身の故障のために休養した場合一切払わない、たとえ2か月した場合でも払わない、これは一切払わないというのはやっぱり、ほかの一般職の給与に関する法律から見てもやはり公平ではないというふうに判断をしたところですよ。給与明細見ましても、公務員には一番に上がっていくのが、会計年度職員以外の職員というふうに定められて、今座っている皆さん方の身分とされています。その他会計年度任用職員、この2つに分かれています。

例えばこの中でも分かったことですが、私たちの議員は特別職ですけども、今回議員必携の中で変えて、女性の方が出産する場合には産前産後の休職等が定められてきたわけですよ。ところが、この会計年度任用職員も、それも定めあったにしても、それは給与を支払わない。これはどう考えても差があるのは事実ではないでしょうか。

それで、国が行ってきた会計年度任用職員について、これで十分だと思ってる方々いらっしゃらないと思うんですけど、そうであればなるだけ格差をなくすような改正をしていくというのが本来の立場だというふうに考えるわけです。その立場から反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。議案第17号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成するものでございます。

これは地方公務員法第28条第2項の規定により、休職された会計年度任用職員の給与の支給について定めるものでございます。既に南部町職員には南部町職員の分限に関する条例第4条第2項の規定があります。同じように会計年度職員にも、この改正により休職中の給与は支給しない旨を付け加えるものでございます。

先ほど真壁議員言われましたけれども、当然ここには判断ということが出てきて、休職、分限の理由ということが大きなものになってくると思います。全く休んだら給料払わんという、そういうふうには解釈しておりません。そこにはちゃんと分限というか、そこに判断の上でこの条例の適用するというふうを考えております。大きな格差を生むというような条例改正ではないというふうに思っております。このように条例を整備することによって、会計年度任用職員として働く人の権利や身分を守っていくということになり、働く人に公平公正、安心感を与えるものと思います。

以上の点から、この議案第17号の条例の一部改正に賛成します。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第18号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第18号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてでございます。

内容は、上位法の改正により南部町被災者住宅再建等支援条例の文言を一部変更するものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第19号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第19号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてでございます。

内容は、4月から運行する町営バスの管理、運行について一部変更するものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第20号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第20号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止についてでございます。

内容は、この条例は既に町村会に事務を移管したため、条例を廃止するものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第20号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第21号、令和3年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第21号、令和3年度南部町一般会計予算でございます。

事業総額は67億8,200万円でございます。主なものでございますけれども、自立支援介護給付事業、後期高齢者医療給付事業、公設民営化保育園運営事業、病院事業費、そして新たに

未来に使える応援チケット購入事業等、付加児童手当等もございますが、大まかなところは以上のようなものでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の御意見もございましたので、御報告をさせていただきたいと思います。まず、しごとコンビニに関しては、南部町内で取り組んだ場合、あまり町内では適さないじゃないかということから反対だということでございます。

デジタル化の絡みで、先ほどもデジタル推進課の設置の話がございましたけれども、デジタル化に絡み、そういった関連の会社から来られるだろうと思うんだけど、それにつきまして具体性がないので反対だということもございました。

それから、地方創生に絡んでおりますお金の使い方を考えなければいけないんじゃないかと。これはしごとコンビニとも関連するわけでございますけども、そのようなことで反対だと。確かに交付税措置がされるとはいつでもその金のかけ方は毎年膨れている地方創生のお金についての使い方については苦言を申したいということでございます。

会計年度任用職員が多いということがございます。特に南部町では六十数名の会計年度職員がほとんど女性であると。これをそのままにしていけるのかということ、これは反対であるということでございます。

賛成のほうの御意見でございますけれども、一番コロナ関係対策とかワクチン接種関連、また、先ほど言いました未来に使えるチケットとして1人5,000円、それから他町にはない早さで町内企業に現金で30万円のこれは飲食関連の事業所というような格好でスピーディーに頑張っておられるので、これは賛成すべきであるというようなものが賛成意見でございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第21号、令和3年度南部町一般会計予算、反対の立場から述べさせていただきます。

今回、新型コロナウイルス対策においては大変厚い対策を取られている、これは大変よろしいことだと思います。

その中で、私のほうはしごとコンビニと、それから会計年度任用職員についてちょっと述べさせていただきます。このしごとコンビニですけれども、結局は南部町内の人を登録して、それを使える企業を探すっていう、単純に言うとそれだけのことだと思います。これ現在、南部町のほうでなんぶデザイン機構がハローワークと似たような企業やっておりますけれども、一体これどのくらいの違いがあるんでしょうか。

それと、今回新たにこの事業やるに当たって、岡山県にある企業にお願いするという、多分、岡山県の企業だと思いますけれども、ホームページで調べたらそういう会社がありましたので、多分ここにお願ひされるんだろーと思ひますけれども、形としては南部町内にある、まだ仕事をしていない人を登録して、そしてそれらの人の働き口をあっせんするっていう形になります。ここに果たしてそこまでよそのところからわざわざ来ていただいて何かするっていう、これどうなんでしょうか。現在、シルバーセンターでやってる仕事を拡大する、そういった仕事じゃないでしょうか。今回、しごとコンビニについて導入するに当たっては、これ甚だ疑問に思っております。

それと、会計年度任用職員の話が出ましたけれども、これ私、会計年度任用職員導入するに当たって、会計年度任用職員の給与、手当は一般職に限りなく近いものである。だから、最終的には会計年度任用職員は正職員と給料が変わらないので、最終的には会計年度任用職員は正社員のほうに移るのではないか。だから現在は、これは過渡期であるっていう、そういった説明があったのを覚えております。ところが、結局のところ会計年度職員っていう1年契約の社員を限りなくつくっただけ、これが現在のところじゃないでしょうか。私、会計年度任用職員のこと、これは毎年話なので、今回特別述べたわけでもありませんけれども、今回しごとコンビニのこと、このことを批判の材料として反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田です。議案第21号、令和3年度南部町一般会計予算について、賛成の立場として述べさせていただきます。

議案書や事業別説明書など、内容を執行部のほうから丁寧に説明をしていただきました。しかし、私の能力が低く、ついていくのが精いっぱい、全てを消化し切れていない私がトータル的に感じたことで賛成の意見とさせていただきます。

南部町の予算の約3分の1を民生費に使われているところです。介護、子育て支援など、南部町が抱えてる問題を改善しようとする意志がうかがえてきました。全てに満足する内容というふ

うには感じられませんが、職員の皆様が一生懸命考えられた事業をしっかりと遂行され、検証を重ねながらよりよい事業を、町民の生活などの満足度を上げられるようにこれからも期待して賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議案第21号、一般会計当初予算ですね、これについての2点を、数々ございますが、その中で2点だけ指摘したいと思います。

まず一つは、先ほども反対討論であったんですけども、会計年度職員の占める位置が非常に多いということなんです。かつて前総理大臣が堂々と国会で言ったんですけど、同一労働同一賃金、これが原則であると言ったんですけど、まさにこれに反してるんじゃないですか。待遇面が同じ、正職員と同じ仕事をしていても賃金、待遇に差がある。このようなこと、まずはそれが一点。そして、経験がある方ですね、1年の短期契約なんですね。本人が意欲があってもっと続けたいと思っても1年で終わり。再契約はあるんですけど、そういう状況。そして、結局、こんだけ会計年度任用職員が率を占めると。じゃあこれがなかったら町の自治体の仕事が回らんじゃないですか。ということは必要なですよ。そういうことであれば、最初申し上げました同一賃金同一労働であれば、正職員として、1年契約でなくて公務員を、地位が守られているそういう状況に変えること、これは早急にやるべきだと思います。

そして、2つ目に指摘したいことはJ O C Aの連携事業、このことであります。J O C A連携事業、地域再生推進法人ということを指定して1,573万円、これが計上されています。この内容は、委員会に出されたのはこのペーパー1枚ですね。出してきたのはどういうことかといいますと、委員会では公益社団法人青年海外協力協会からこういうことで出ております。事業名は人材誘致によるまちづくり、活動支援業務見積書、これが提示されております。中を見ますと、人件費、責任者453万6,000円、従業者432万円、直接経費が215万円、そして管理費が30%として330万1,000円、これが出ておりますね。私は、集落の事業でやろうと思って補助金申請しても、これ1枚で認めるんですか、行政は。こんなばかなことはありますか。私は、こういうお金の使い方するのであれば、本当に町民の暮らしを先決すること、このことを主張して反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、議案第21号、令和3年度南部

町一般会計予算に賛成いたします。

この予算は、令和3年度に施行されます移住・定住促進対策事業、生活困窮者自立支援事業、二酸化炭素排出実質ゼロ推進事業、ネウボラ運営事業、多面的機能支払交付金事業、町道原奥絹屋線改良事業、今年度開設します複合施設管理事業など409事業にも上る予算でございます。特にこの予算には新型コロナ対策として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、全町民1人につき5,000円を支給する生活支援・地域活性化事業、町内飲食店等の事業者を支援するために6,000円分のチケットを3,000円で町民に販売して使っていただく未来に使える応援チケット購入事業、新型コロナウイルスの影響により経営が悪化した事業者に融資された資金の利子補給を行う地域経済変動対策資金利子補給事業が組み立てられており、どの予算も町政執行上非常に大切なことであるから賛成いたします。

ただ、予算決算常任委員会での聞き取りの中で、まちづくり支援事業の中での南部町版しごとコンビニ事業、そして誕生祝い、この誕生祝いは全然内容が変わっております。どうしてこういう内容になったのか。それから、亀尾委員が申し上げましたJOCA連携事業、地域おこし企業人活用事業にはちょっと納得のいかない部分がありました。南部町版しごとコンビニ事業、地域おこし企業人活用事業など、新しい事業に飛びつくのはいいんですけども、予算が可決された後でも事業をもう一度精査する勇気を持っていただきたいと思います。以上、賛成討論いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第21号の令和3年度南部町一般会計予算に反対いたします。

今回の令和3年度の予算は、昨年令和2年のコロナ禍を体験してきたの予算編成だと思います。この中で総額67億8,200万円のうち、コロナワクチン接種事業とコロナウイルス感染症対応の交付金が約1億円ちょっとが国、県から出されてきています。このことについては住民の声を聴きながら適宜住民の納得いく使い方をしていただきたいというふうに考えています。

それともう一つには、今回町税が法人税も含めて減額の4,377万というふうに計上されています。全国的にも自治体の自主財源の大事な一つであるいわゆる町市民税、法人税が下がっている中で、どれだけ国が補填してくるのかということも争点になってくると思います。国については臨時財政特例債を使いなさいとこのように言っているそうですが、しっかりとそこは見極めていかないといけない予算になるのではないかなというふうに感じています。

私は、今回反対の一つとして……（サイレン吹鳴）すみません、それから予算全体でもう一つ

指摘しておきますのは、今回基金繰入れが約3億6,000万。前年比に比べては約6,500万ぐらい減ってるというのですが、やはり基金繰入れを行うこと、それから町債発行、前年対比1億2,000万ぐらい増えて3億3,400万。そういう意味ではかなり厳しい財源になっているということも理解しているところです。

反対していく大きな一つは、やはり会計年度任用職員の問題ですが、今回特にコロナで思ったのは、コロナで病院や介護施設が大変だ、働く人たち、それから非正規で働く女性が多いのに大変だということがいっぱい出てくるのに、コロナ対策での、決めてる方々っていうようなところに非常に男性が多いんだなというふうに感じたところです。とりわけコロナがいわゆる生活弱者を苦しめることになったという点では、非正規の方々や独り親家庭なんかでは非常に大変な一年であったということが新聞やテレビでも報道されています。

この今回のコロナ禍が何を言ってるかということ、そういうふうにいる人たちが、今回コロナの中で改めて社会の構造が明らかになったのではないかというときに、やはり人間の人生を営むに大切なケア労働、それから教育、保育、この現場に携わる方々が圧倒的に女性が多くて、その圧倒的な女性の多くが非正規で働いているという現実が明らかになったのではないのでしょうか。

そういう面で、南部町の会計を見て出させていただきました会計年度任用職員の配置等見たときも、職員が123人に対して会計年度任用職員はフルタイムで64人、パートで121人、数にしたら圧倒的に会計年度任用職員のほうが多いのですが、仮にこれを、フルタイムの64人の中身を見た場合、約3分の2がいわゆる学校、教育、保育園、子育て現場なんですよ。恐らくパートでも同じ割合を占めると思うのです。

私は、やはり地域で人がいないとか、特に人口が減る町での鍵は女性の登用と活躍ではないかというふうに思っています。痛感するのは女性の地位向上とか、いろいろ男女共同参画というのですが、もう一番の決め手は絶対雇用の平等、これを確保すること、それと賃金が格差是正っていうところに一番絞られてくるんじゃないかというふうに考えています。そういう面でいえば、やはり公務現場でこの状況を困難な財政の中で、公務員を減らすという中で大変だと思うのですが、この状況を是正していくという態度を見せていくことが、町民や働く人たちにも勇気を与えることになるのではないかと思うのです。今回は特に私たちは厳しくこの会計年度任用職員を指摘させてもらっていますが、とりわけ働く非正規、それから低い給料で働く女性職員の格差をなくしていく取組をぜひ進めていただきたいというところの指摘です。それが一番です。

2番目には、保育園の問題です。この保育園の問題も、この女性と保育士への全体的な保育士

の給与の低さという点と、町がつくった格差を是正していくという問題で政策を改めていただきたいと考えているわけです。この保育園は、町は保育士の問題では保育士不足と老朽化の園をどうするかと、この2つを上げているのですが、今現在、子ども・子育て会議や町の予算見ましてもこの老朽化園をどうするかというところが先行しているように思えてなりません。中で事務局が答えているように、統合や建て替えて保育士が確保できるものではないという旨の発言もありましたが、私は保育士不足にどう向かっていくかというところでまちづくりの基本の柱も一つできてくるのではないかとこのように考えるわけです。とりわけほかの町でしなかった公立公営の保育園を半分を民営化に充てた、この検証は必要だと思います。サービスの多様化は民営化では期待できなかった。待遇改善したけども、結果として歴然と町の職員と伯耆の国の保育士の給与格差は年間100万を超えている。この実態を町の責任で是正していくことが求められていると考えています。

それで今回指摘しておかなくてはならないのは、つくし、さくらの統合の延長線何があるかという、財政審議会で話されている民設民営の保育園ができるのではないかとことです。恐らく町立、公立保育園建てた場合には目に見えた補助金が出ないので、民間に建ててもらったほうがいいのではないかとこの話が先行しているようにも思いますが、財政の担当者はじめ国の国会での審査をよく見ながら、公立保育園には目には見えないけれども財政措置をしているということが、数回にわたって総務省が答えているところです。私は総務省が言っている、お金が入っている、それが全額来るといふふうにはどの事業見ても思いませんが、そのことをしっかりと位置づけて、今後の町を考えたときにどのような保育園の在り方がいいのかという点でいえば、私は公立公営を堅持して、そこで働く保育士をも待遇を保障していくということこそ求められているということを指摘しておきたいと思います。

3つ目は、地方創生の問題で先ほど同僚議員も求めました。今回、地方創生推進交付金として4,239万7,000円のお金が入ってきています。これを倍にして南部町では使っていくわけです。生涯活躍のまちに1,590万、まちづくり会社に3,222万9,000円、この中にはしごとコンビニのお金も入っています。また、JOCA連携では1,573万円、この中身を見ますと、管理費と消費税合わせると473万円、JOCAに払う約3分の1が管理費と消費税で消えてしまっている。お金の使い方に、厳格にしていかなきゃならない町がこのような地域再生推進法人といいますが、法人の主体が東京か長野にあるようなところにお金を出して行って、地元でどれだけのお金が下りてきて、それが本当に効果的なのか、本当に自分たちが出しているJOCAの連携の費用の中で、JOCAの中で、ここで働いている人たちがどれぐらいの給

料もらっているのか、そのことも含めてきっちりと見ていかなければならないというふうに考えています。

地方創生も私たちは、地方創生の交付金は比較的自由に使えるというふうに思っているのですが、やはり国は国の示したメニューの中で取っていくということになっています。そのことが町の目指している定住化や人口増や、働く職場が増えたのか、そういう点から考えてみた場合、私は今回は再考すべきだというふうに考えています。委員会の中の出てきた、とりわけまちづくり会社へのしごとコンビニのお金の使い方、それとまちづくり会社が当初ふるさと納税を7割と言っていたのを外してきた問題、それから恐らく2つの地域再生推進法人と一緒に進めようとしていたそのふるさと納税が、仕事が町に返ってきた問題。それと、J O C Aが地域で貢献するといながら野の花を運営していたのですが、どういう理由か分かりませんが、撤退するという。地域再生推進法人とはどういう位置づけなのか、このことも再考する必要があるというふうに考えています。

4つ目には、デジタル推進の話です。地域おこし企業人を約1,000万を使って登用しようとしておりますが、南部町での産・官・民ですね、これが本当に必要なのか。どこにそういうものがあるのか、しっかりと考えていかないといけないのではないのでしょうか。この地域おこし企業人がデジタル推進課に入るというふうに言われていますが、そこで住民にとってどのような仕事をしていくのか、職員にとっても受け入れることによつての負担増にはなっていないのか、そういうことをも十分検証すべき問題のある正直言って予算だなというふうに考えています。以上指摘して、そこでのやり方を変えていただきたいと強く求めまして反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議案第21号については賛成の立場から討論させていただきます。

同僚議員が、当初予算の中身についてはる説明ありまして、今回の当初予算で一番目玉なのはやっぱりワクチン、コロナ感染症対策事業とか新型コロナウイルスワクチンの接種体制、今一番肝になってるのはここ、こういう中身のです。それと、米澤議員が説明きちっとされました未来に使える応援チケットとか、そういうようにそれらを、国の予算を使いながら今回のコロナとか事業者さんに加える予算がついておりまして、大事な予算だったと思います。

今まだるる反対のことは言われましたが、この中で目につくのは、町長の肝煎りだないかなと思っております。地域おこし企業人活用、これは里山デザイン機構に1,650万に、まちづくり会社支援事業で、これは新しいメニューですね。これは国が進めている一億総活躍の中にも私

は該当するんじゃないかと思ってます。

これらを考え、またJ O C Aについても、J O C Aはたしか中間支援法人じゃないかなと思いますけど、J O C Aに対しても今るるありました。亀尾議員からも1, 5 0 0万からの予算が出てると。ほんならそれに対して何をしたかということですが、この中で、当初予算の中でもよく増えて、目立って増えたのが自立支援介護給付事業、これが一気に3億2, 6 0 0万も、これ今までないような増え方してるんですよ。これ何でだ、中身見たらJ O C Aが、私たちの分からないそういう障がい者、また、障がい児等を見つけていただきまして、それに本当に支援していただいと。この私もこの障がい者の方の家族と出会いましたら、細田さん、南部町は高齢者にはすごく手厚い政策や補助があると。障がい者に対しては本当に南部町冷たいねって言われたこと思い出しました。それがJ O C Aが入りまして一気にこういうのを、本当にサービス増やしていただきました。中に入ってるお方も、私も出会いました。この人がすごく生まれ変わられたみたいで、朝は早く新聞配達をしながら昼間はJ O C Aで本当に明るく働いて、J O C Aの方がもう一般就労してもいいんじゃないかなっていうぐらい元気になられたそうです。このようにJ O C Aに対していろいろ今るるありましたが、私はそのような費用対効果をいえば、南部町になかったものを掘り起こしてまちづくりに貢献していただいとということをつくづく思いました。

今度は肝煎りの、国から恐らく誰か連れてこられると思いますが、しごとコンビニですね。中にしごとコンビニ入れて本当に、コンビニというのは何でもそろろろということでしょう。それは仕事は何でもできる、そのニーズに合った、その人のニーズに合った、また、南部町の地域の文化に合った仕事を探してマッチングさせて、皆さんが働きやすい環境をつくるという今回の一般会計の政策ですので、これは面白いなと私は思ってます。どうか執行部の皆さん、いろいろる賛成討論、反対討論ありましたが、それらを加味されながら推進されていかれることを期待いたしまして賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、令和3年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号

○議長（景山 浩君） 日程第20、議案第22号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会

計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第22号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

内容につきましては、12億9,930万円の予算でございます。療養給付費と一般会計貸付金の償還金が主なものでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の方がございましたので、反対の内容につきまして御報告をさせていただきたいと思えます。まず、応益・応能割が今までは50、50でしたけれども、これから応益割を増やして応能割は減らすということになっております。それで、誰が考えても所得が少ない人に負担がいくということで、町内でも800人の方が保険税が上がるということが考えて、所得の低い人が上がる。このようなやり方は格差が広がるのではないかとということで反対だということでございます。また、県一本化という話がございましたけれども、国保税を統一化するというのは結局負担増になりかねないので反対だということでございました。

賛成の御意見でございますが、先ほど応能割、応益割のほうで4方式が3方式になる大きな流れの中で、所得の少ない人が不公平にならないようにこれからやっていくので賛成をするということでございました。一本化にしたときには負担がのしかかるということもございますが、これも低所得者に負担にならないような施策を打っていくので賛成するというところでございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第22号の令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

今回の令和3年度の国保会計は、総額12億9,930万円。その中で見ると、国保税の収入が1億9,990万、約2億円近くですが、前年比1,918万8,000円。これを見る限りでは国保税は前年度と変わらないのかなと思って、またそのことちょっと後で述べます。保険給

付費が全体で8億4,430万。これは前年比117万ですから、保険給付費としての伸びはあんまり、伸びというよりは変わらないのだなと思っています。

一方、県に上げる納付金は2億6,998万9,000円、前年に比べたら2,825万6,000円の減額、納付金は少なくなっているという予算でした。今回、特徴的なのは償還金1,000万が出ている。これは1,000万を借りたものですから、補正予算で。令和3年度には町の一般会計に返しますよという予算の内容でした。

反対の一つは、国保税が前年比1,918万8,000円で前年度よりは上げていないということは数字で分かるのですが、現在の町の国保税の動向は昨年でしたっけ、条例改正して税率を上げているわけです、4方式で。そのときは2,000万近くのお金を、コロナの交付金を入れるので1年間だけは令和元年度と同じようにしますっていう内容を条例つくっているんです。その条例を直さないまま現行できているということは、町長名で今回は下げてやるけども来年度は上がるんだぞということがそのまま生きているのが国保世帯に対する態度です。このことを何も説明せずに基金を入れたり貸付金を入れたりしてるんですけども、第1番目には私はこのことを説明せんといけんというふうに思っています。現行では、令和3年度は前年度に比べて大幅に上がる世帯があるということを、住民はそんなふうに思っているからです。それに答える内容の3月議会になっていないっていうことがあると思います。

2つ目には、なぜそしたら今できないかという、税の賦課の仕方をこれまで4方式にしていたのを、固定資産税割をやめて3方式にするので、それに統一したいと。これは、理由は全県統一に向けて、国保料（税）の統一に向けての動きですが、それを令和3年度から適用したいという流れの中にあるということです。私は、4方式から3方式に固定資産税分をやめるということには賛成です。もう少し言えば、国保税も高いし、本来は社会保障制度ですから保険税のようにすべきではないですけども、するのであれば一本化して所得割が一番適切だというふうに考えていますから、本来、応益割もなくすべきだという立場です。

今回、税率3方式をどのように入れるのかということが説明がありました。これまで応能・応益負担割50、50であったのが、応能分の固定資産税分がなくなるもんですから、応能を45、応益を55にしたいと、これは県に並べてするということでした。御存じのようにこの応能、応益が50、50が保たれてなくて、どちらかに偏ることでどうなるかということがこれまで国保の会計の中では論議し尽くされてきたとこだったんじゃないでしょうか。

数十年前の旧西伯町見れば、そのときは応能が多くて応益が少なかったんです。国の指導によって限りなく50、50に近づくと、こういうことを言ってきました。その結果どうなったかと

いうと、低所得者ほど負担の多い国保税に変わってしまったのです。2割、5割、7割減額を持ち込んだのは、国ですらその在り方が低所得者に大変だということで、法律で減免制度を決めてきたのではなかったですか。そういうことを考えたときに、この応能・応益をいたずらに触るといふことは非常に問題があることだというふうに考えますが、今度はこの応能を45、応益を55にしたいと。それだけでありません。この次に応益割の中の均等割・平等、均等は人数ですね、平等は世帯。これを南部町はこれまで7対3にしていたのが、これも5対5に持っていくと。県の水準に合わせるというのです。

その結果、どういうことが起こるかということ、同じ国保税の税負担を振り分けるときにも、低所得者にしんどくなるのは明らかではないですか。その結果、応能では所得割が11.82%、固定資産税はなくなりました。応益割、これが均等割で1人3万6,000円、平等割で5万6,400円という数字が出てきています。これはとてもじゃないですけども、2割、5割、7割減額なければ年金生活者暮らしていけない国保税になってきているのは明らかではないでしょうか。この結果、このように変えると税額が増加する世帯が882世帯、減少する世帯が590世帯だというふうにも報告がありました。この増加する中での低所得者が多いということも明らかになってきたのではないのでしょうか。町とすれば、全県で統一するから問題ないというのですが、これまでも隣の伯耆町は町を挙げて国保税の一本化には反対だと言ってきました。なぜかというところ、こういうことが起こってくるからです。町にふさわしい過ごし方、例えば独居高齢者がいる場合、75歳にならなかった場合には国保の負担になりますが、独り世帯で1人の均等割、平等割も負担しないといけなくなってくるわけです。そういうことを考えたときに、とりわけ独り世帯にはしんどい税の負担の在り方だということになりませんか。

私は、町村が鳥取市や大きな米子市に合わせて、このような応能・応益、また均等・平等の負担割合を考えるのではなく、自分の町の所得構造とか人口の構成とか、それによって決めるということ、地方自治体の責任としてやるべきだということ、主張すべきだということ、というふうに考えています。このままでは住みよい町をつくっていこうといっても、どんなにいい医療提供しても、そのこと自体が保険税に跳ね返らないような町では、公立病院を持って病院のあるまちづくりをしていこう、しっかりした医療していこうというところに結びついていかないのではないのでしょうか。そういう立場から今回の国民健康保険税には反対し、県での保険税の一本化にも反対し、応能・応益負担の割合、均等・平等割を考え直すことを求めて反対します。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。この議案第22号については賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対者がる言われましたが、その中で言われた中で、去年の税率が構ってないじゃないかって言われましたが、まだこの間、確定申告が終わったばかりでして、まだ全体の所得が分かってません。今度の5月か6月議会で出されると思います。そこで初めて税率のことはあると思いますので、町民の皆さん方、御容赦お願いいたします。

それと、県の一本化、何だかんだ言ったら国民健康保険が、今まで町村でいろいろやっとなのが全部県に一本化になったということ。要は県が保険者になったということで、なかなか私やちの意見が通らないとこがございます。

一番変わったのが今年度から4方式から3方式で、固定資産割がなくなったと。その穴が2,000万あるんですね。その2,000万を皆さんで分けないけんということがありまして、全体でどういう配分がいいかいたら、県は45対55に向かっていますということにして、うちの50対55でいけばって言ったら、将来そういう人が負担がまた増えるということがありまして、そちらでいこうか、それであとは7割、5割、2割軽減等で救おうじゃないかということがあります。

この今回の国保ですが、いろいろ改正するために低所得者に負担が多いということは言われました。今回の4方式から3方式になった場合でも882所帯の人が上がるんじゃないかと。590所帯の人が減ると。要は固定資産税、資産割がなくなるので致し方ないことはありますけども、やっぱ何だかんだ言ったら県が保険者でございます。この中で町民の本当に最後のとりである国保を守らにゃいけんし、国保税も低所得者には軽くなるようにこれはするのはやっぱり町、行政の仕事でありますし、そういうことで制度は変わるというはざまでするので、これをもって税率の今度のことは変わると思いますし、今後の方針等は見たいと思ひまして、本当に厳しい感じですけども、国保会計守るため、またそのためには、中に入ってる人を守るためにも、町、また執行部は全力を挙げてこれに取り組んでおりますので、御理解していただきますことを願って賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第21 議案第23号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第23号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長でございます。議案第23号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

内容でございますけれども、事業費が1億4,940万ということで、広域連合の負担金とか審査事業が主なものでございます。

なお、表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の理由でございますけれども、後期高齢者の所得はほとんどが年金収入であり、年金が下がっているのも、ましてや一方では窓口負担が増えるというのは大変矛盾がしており、反対であるということでございます。

賛成の方の意見でございますけれども、数年後には団塊の世代の方が後期高齢に入ってくると。医療費が増えていく中で、この対策として収入が200万以上の高齢者の方が2割負担となったという時代が来年の10月ですか、なるというような方向になっております。これで若い人への負担が少しでも軽減できるということから、これは致し方ないではないかということで賛成するということでございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第23号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に

反対するものであります。

先ほど委員長報告でもあったんですけども、いわゆる後期高齢者、現役でやってる方も若干あるかもしれませんが、ほとんどがもう職場を離れて収入の一番のものは何かといやあ年金ということがほとんどだと思います。年金もどんどんどんどん上がるんならいいですよ。ところが、どんどんどんどん計画的に下がるような状況が続いておりますね。そういう中で、政府が言うのは来年、令和4年度からこれを、窓口の負担を増やすということなんです。2割に負担を増やすということなんです。年収が200万以上の方を増やすということなんです。いろいろ伝えると聞きますと、全国で約370万人が該当するではなかろうかということ。鳥取県でも4,000人が該当するではなかろうかということなんです。

町のほうではどうだろうかと思いと、昨年、令和2年の12月に資料として出していただきました。それによりますと、後期高齢者が2,059人あるということで、その中で、現時点でそれを試算すると297人、パーセントにしますと14.42%が該当するではなかろうかということなんです。ただ、これは例年所得が変わりますと、確定申告によってこれが増えたり減ったりすることはあるかもしれませんが、昨年の12月時点ではこういう状況であるということが提示されました。

そういうことであって、高齢者は今までの中で、いろいろなことで勤めておられたんですけども、この人らが今度老後になりますと、どうしても医療機関にかかる機会も増えると思います。そういう中で、やっぱり2割に負担を増やすということ、全員だなくても年収200万以上は増やすということは非常に高齢者にとっては苦しい状況です。端的に言いますと年寄りいじめはやめてほしい、これが言いたいところなんです。私は、2割負担をやめて、ぜひ国の計画はやめていただきたいことを申し上げます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。議案第23号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算ですが、賛成の立場から討論させていただきます。

今、亀尾議員が言われましたですけども、この今回、今年の後期高齢者医療特別会計では負担が2割になるというのは議案になっておりません。来年度のこのようですが、確かに年収200万以上の方は今まで1割負担だったのが2割負担にしようということで、該当者が亀尾議員の資料によりますと297名おられるそうでございます。一番大変だなというのは、本当に200万円のボーダーラインの方、それから210万、20万、30万の方が一番しんどい。250万

以上の人は何とか頑張られると思いますが、そういうところが一番しんどいですが、団塊世代の人が私を含めた二十四、五年生まれの人があと四、五年たてば後期高齢になります。この後期高齢の医療の半分以上は税金ですけども、あとは残ったのを若年層も、結構支援していただいております。

今から三、四十年前は1人の高齢者につき二、三十人で1人の高齢者を見ていただいております。これは胴上げ方式ぐらいで、胴上げのように高齢者を見守っていただいておりますが、だんだん高齢化率が高く少子化になって、今は騎馬戦の四、五人で1人の高齢者を見る状態になっておまして、団塊世代が75歳以上になると肩車方式ぐらいになる予想になっております。自分の体、自分の子供やちにそこまで迷惑かけたくないんですけども、少しでもその若い人たちが軽くしてやりたいということで1割負担を医療費しておったんだけど、2割できるぎりぎりの線が200万以上ということに閣議決定で国は決定いたしました。

そういうことございまして、本当に私やち一人一人の高齢者に対して若者は今、騎馬戦だと思います。5人ぐらいですが、これがだんだんと3人、2人になって、これ以上若いものに負担させたくないということで、払えるものは払ってみんなで頑張ろうということになりました。これも閣議決定で来年の9月か10月頃になりますので、どうか自分の子供、孫のために頑張って、またそういう人やちに負担かけないように頑張っていきたいし、元気な高齢者になるよう努めるような制度にもなっておりますので、この議案については賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号

○議長（景山 浩君） 日程第22、議案第24号、令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 議案第24号、令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算。

内容につきまして、事業費は288万円でございますが、ほとんどが償還金でございます。

なお、表決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第24号、令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第25号、令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第25号、令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

内容につきましては、122万円の予算でございます。主に住宅資金貸付けの償還金でございます。

なお、表決の結果、全会一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第25号、令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 4、議案第 2 6 号、令和 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 議案第 2 6 号、令和 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

内容につきましては、2 億 4, 7 1 0 万円の予算でございますが、主なものは維持管理費、あるいは償還金でございます。なお、令和 2 年度は接続率が 8 6 % でございますが、3 年度について 8 6. 2 % に持ち上げようとしてる状況でございます。

なお、表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の御意見がございましたので、御報告します。これはとにかく毎年のことでございますけれども、負担軽減をすることということで、全国見ても高いということがあって、これで反対であると。

賛成のほうの御意見でございます。大都会と違って土地が閑散としてるために、1 0 メートル配管すれば都市部は何千万ももうかるようなところですけども、田舎は経費がかかっているために簡単には安くできるというのできない。そういうようなことから安易にそれを下げるということはできないと思うので、頑張って会計をやっているのを賛成すべきだということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。先ほど委員長から報告がありました。私は、この 2 6 号は、令和 3 年度農業集落排水事業特別会計に反対するんですが、先ほども接続率のこ

とがありました。86.0%からなんですけども、なかなか思うように接続率が上がらない。ほとんどこれで停滞してるような状況なんです。会計を見ますと、一般会計から繰入れが1億からありますので、大変な事業であると思うんですけども、ただ、聞きますと他町というんですか、米子とかそういうところから比べると非常に高いという声を聞きます。しかし、接続率が上がらない反面もあるかもしれません。

委員長報告でありましたが、いわゆる家と家との間が空間が多いと、それに対する経費もかかるんで、なかなか思うように会計を、負担を減らすようなことはなかなかできないということは分かります。しかし、宅内の下水道工事やるのはかなりのお金が必要なんです。やっぱり普及を図るためには独自の支援をせんといけんだないかという具合に考えるんです。併せて利用料金の引下げと、もう一つつけ加えますと令和5年の公営企業会計の移行のために向けて起債を900万円を上げております。私は、公営企業会計になりますと一般会計からの繰入れが非常にまた面倒になるし、できないことも考えられますので、ぜひこの一般の企業会計にあれば、公営企業会計になることは、やっぱり考えることも併せてすべきではないかと思えます。そのようなことから反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾でございます。議案第26号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に賛成するものです。

令和3年度の農集の予算は、総事業費が2億4,710万円でございます。このうち、使用料収入は7,112万3,000円、1億594万2,000円が一般会計からの繰入金でございます。使用料収入の1.49倍、1.5倍ですよ、それだけの繰入金を一般会計から特会に繰り出しをしております。国保会計のときにも法定繰入れ、法定外繰入れという議論がありました。下水道事業という事業の特殊性というところからこのように来た経緯でございます。

先ほど亀尾議員が都市部と町村部の使用料のことで、町村は高いという言い方をされましたが、市部は料金の計算の仕方が、水道の使用料に対して下水道の単価を掛けて使用料が決まっております。町村部は世帯に対する、住んでおられる住民の方1人幾らという格好で使用料の計算がされております。ですので、基本、使用料の計算方式が違うということで、一概に市部が安くて町村が高いということにはならないと思えます。

農集、浄化槽、公共下水道とも、南部町の里地里山を守ること、また、水環境を守ることに大きな役割を果たしています。金田の蛍、それからオオサンショウウオ、南部町の貴重な生き物で

ございます。また、住民にとっても、日常生活をしていく上でも大変重要な事業であると考えます。

農集の現在の接続率は86.2%、去年が80.0%、もうこの大体86%前後で一定のところに来ております。これは十分に町内に普及している数字ではないかというふうに思います。

以上の点から、この農集の予算の成立について賛成するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。今回、議案第26号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、これ反対の立場から一言発言させていただきます。

令和2年度に関しては、今回新型コロナの影響があったものですから、当初4か月間だけ水道料金については基本料金が免除になりました。その結果、水道料金がある程度下がったものから、逆に2人家族、少ないほうの人数で過ごされてる家族に関しては水道料金がある程度引き下がったけれども、逆に下水道のほうはむしろ高く思えるっていう、そういうことを言われた方が多くいらっしゃいます。原因については先ほど荊尾議員がおっしゃったとおり、現在、南部町においては下水に関しては1人幾らっていう人頭計算しているというその部分があるからなんですけれども、とにかく今回、令和2年度に関しては水道料金と下水道料金、これ一緒に見たときに、前半において何かもう下水道料金が割高になる、これを少人数で暮らされてる家族の方から多くいただきました。以上、反対の理由とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第26号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第27号

○議長（景山 浩君） 日程第25、議案第27号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 議案第27号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算でございます。

予算額は6,330万円でございます。主な内容につきましては維持管理費と償還金でございます。なお、接続率は令和2年度が77.7%から78%に計画をしてるものでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決した次第でございます。

反対の方もございましたので、報告をさせていただきます。反対の方につきましては、先ほどの集落排水事業特別会計と同じ意見で負担軽減を求めるということでございました。

なお、賛成のほうの方につきましても集落排水事業とほとんど一緒でございますけれども、誰も安いのは分っているけれどもなかなか、町全域に行き届くことを目指して頑張っているの、賛成をするということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案第27号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算、これについて反対するものであります。

これも先ほど言いましたけども、農集でもあったんですけども、一般会計からの繰入れが、3,400万少々の繰入金があります。ほかのあと3つあるんですけど下水関係は、会計がね。その中でも、ほかの下水事業とは異なって各個人に合併浄化槽を設置する、そして宅内の工事をする、そういうものであります。該当地域は比較的高齢者世帯が多いところでありまして。高齢世帯については、先ほどの後期高齢者でも言いましたけども、やはり年金暮らしが中心ということ、経済面から非常に合併浄化槽に替えるというのは難しい課題であるという具合に思います。接続率が77%なんですけど、これのやっぱり支援の拡大をしていただいて、工事の負担を何とか下げていただきたいということでありまして。

それから、先ほどの農集でもあったんですけども、公営企業会計移行に向けて520万円の起債が含まれております。これも農集でも言ったように、繰入金とかそういうのがなかなか面倒になってきますし、できない可能性もあります。そういう点からぜひこれは、この考えをもう一度考え直していただきたいこと、併せて負担軽減を求めて反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨でございます。議案第27号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について、賛成の立場でお話ししたいと思います。

まず、この会計も、先ほど農業集落排水でもありましたように一般会計からの繰入れが3,400万円入っております。全体の予算から見ますと、6,000万から見ますとほぼ半分が赤字で繰入れをしていると、そういうところで収支バランス取っているという厳しい会計であります。

令和3年度の計画を見ますと、3年度では3基の浄化槽整備を計画されているようでありますけれども、今までの進捗を見てまいりますと、今までで全部で566基、566戸の方が設置されてきたということでありまして、今年度事業を実施しますと接続率が78%まで上がっていくということでありまして、過去には単年度で30基程度も実施されたこともあるようですが、資料見ますと、平成19年ですから、15年ほど前はそういう30基も単年度で実施されたという実績もあるわけですが、先ほど亀尾議員さんも言われましたように、確かに最近では5基だとか3基だとかいうふうな数字で、若干もう頭打ちになってきとるなという感も現状見えて感じております。けれども、やはり全ての浄化槽を、こういう補助事業がなければ独自でせないけんようになってまいりますし、こういった浄化槽整備、国の補助金が出る事業使ってさらに接続率を高めていく、文化的な生活を目指していく、水質をよくしていくと、そういうような形でぜひ今後とも進めてもらいたいと思いますので、今回上程されております浄化槽整備事業特別会計については賛成したいと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第27号の浄化槽の令和3年度特別会計予算に反対をいたします。

浄化槽は、先ほど予算では6,330万に対して一般会計の繰入れが3,459万、約50%以上を越す一般会計の繰入れ。これは3つの下水道の会計に共通するのですが、これを今後、公営企業に持っていこうとする国の動きで、それにあらがうことができずに各自治体もその準備を今進めているところですが、この予算を見る中で、いかに都市部でなくて、市町村で行っている農集やこの浄化槽、公共下水が特別会計といえどもそこで、使用料で賄うことができなくて一般会計を市町村が負担しているかということが非常に分かる会計ではないかと思うのです。どだい小さな町に、人口が少ないところに管路を引け、下水道引けとって多大な投資を促してきたのが国の責任であるし、本来どこが負担しなくてはいけないかということについては、公のお金を

入れないと成り立たない事業であるっていうことをみんなを確認して、国のほうに対して意見を言っていかなといけんなど、この浄化槽の分でも思っているところです。

それで、浄化槽について言えば、接続率がほかよりも10%少なくなっています。これは地域性を考えたらやむを得ないところがあるのだと思いますが、こういうふうな浄化槽や下水道事業というのは投資をしているわけですよ、町が。公共的なところが投資をするということは、皆さんがおっしゃったように、その税金で全てひとしく恩恵を受けるということになった場合は、金があるかないか、それとか、家族構成がどうであるとかかでそのサービスを受けない段階にあるというのは、これは地方自治体がカバーしていかなといけんとかよと思うんです。何が言いたいかというと、接続率で浄化槽の場合は、区域内と接続戸数見たら77.7%ということは、約215軒ぐらいのおうちがこの恩恵にあずかっていないということになるわけですが。とすれば、私は、先ほど賛成討論者も言ったように接続率を上げていくためには、この215軒がどのような状況でこのような町のサービスが、事業が受けられないのかということ明らかにしていきながら、その一つ一つを解決していきながら接続してもらおう、これが賛成討論者も言っている里地里山守って環境整備することにもなると思うのです。一つは、これについて言えば、下水道に絞ってでもリフォーム助成という制度を考えてみてはどうか、地域内循環とか。もうそういう時期に来てるのではないかということが一つ。

それで、下水道について言えば、1人当たりを考える場合、何年か前は子育て政策でゼロ歳児がおむつをしてるので下水道使わないよという本当にいい理由で下水道を、負担をやめた時期がありました。私はそういう意味でいえば、今度、国保料についても均等割の子供分を半額にするとか、国が動いてきています。国の情勢はそういうところにあるということ考えたら、下水道にもその考え方を入れてもいいのではないかと。つまりは、税金払っていない子供たちからまで、この料金を賦課するのはどうかということ考えたらどうかという点です。

浄化槽について言えば、もう一つ、例えばお一人のところを言えば、この浄化槽では、つけてるおうちに対して電気料金が控除されているわけです。これは家族が2人以上にならないと恩恵が受けられない。なぜかという基本料金かからんからですよ。ということは、一人暮らしでは水道料金の控除が利かないわけですよ。そこをぜひ工夫していただきたい。これも言ってみれば、全て同等に恩恵を受けるという点でいえば、一人暮らしであろうと、高齢者だろうと、所得がであろうとなかろうと、サービス提供は同一にしてほしいという立場から是正を求めて反対をいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 27 号、令和 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 28 号

○議長（景山 浩君） 日程第 26、議案第 28 号、令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 議案第 28 号、令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

内容につきましては、事業費が 1 億 5,550 万でございますが、維持管理費、そして償還金等が主なものでございます。接続率につきましては、89.4%の令和 2 年度から、今年度は 89.8%に押し上げていくという計画でございます。これにつきましても表決の結果、賛成多数で可決すべきと決した次第でございます。

なお、反対の御意見もございましたので、述べさせていただきたいと思いますが、先ほどの浄化槽の事業特別会計の内容、そして集落排水事業特別会計のときでも、同じように負担軽減をしなければいけないということで反対の立場がございました。

なお、賛成につきましても、これも同じような格好でございますが、接続率が普及、頑張るので賛成すべきだということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾でございます。議案第 28 号、令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計予算に反対するものであります。

この下水、3つありますけども、どれも共通するんですけども、一番の目的は何かということは、日々の生活と衛生面と、それと河川の浄化を求める、きれいな水にして流すという、このことが基本だったと思います。確かに私のほうが住んでいるところ、脇、側溝があります。そこは以前は非常に何か茶色っぽい藻が生えておるような状況でした。それがもうここ何年か前から全く見えなくなりました。それと、ちっちゃな川なんですけど、蛍が一時期だけ出るんです、一年のうちね。何月とは言いませんけど、蛍がまた今年も飛んだなど。乱舞はするわけではないですけど、僅かな数ですけども飛んでおります。これはやっぱり河川が、川がきれいになった表れだと思うんです。

私は、下水の普及を、やっぱり100%普及したら非常にすばらしい環境が生まれるんじゃないかと思うんです。それを100%にするためには、やっぱり負担料金を引き下げること、そして今かなり普及したんですけども、もう一步、もう一つ大きく踏み出して普及をしていく、このことが必要であると。そのためにはやっぱり料金の引下げをすること、このことが大きな課題ではないかと思います。ぜひそういうことをしていただきたいと思います。

それと、これも、もうあと二つの下水道会計も申したんですけども、公営企業会計移行のために670万円の起債が含まれております。これも何とか公営企業は見直して、こういうことはやらないで、今後も不足分については繰り入れて何とか負担軽減を守っていく、このことを強めていただきたいことを主張して反対するものであります。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第28号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算に賛成するものです。

今、亀尾議員が言っていただきました衛生面の件、それから河川の浄化の件、賛成意見とさせていただきます。蛍が飛ぶようになった、河川がきれいになったということ、下水道事業の成果ではないでしょうか。公共下水道の接続率は89.8%で、農集、浄化槽の中でも一番高い接続率となっています。とても住民にとって必要な事業であると思います。

令和6年度に向けて、公営企業化に向けて今、起債を借りながら進んでるところでございます。固定資産の評価をしたりということで、公営企業化に向けて起債を使って事業を進めてるところでございます。担当課のほうにちょっと聞いたんですが、南部町では下水道事業、公営企業の一部適用にしていく方向であると。一般会計の繰入金についても、何とかこれを維持していく方向で検討し、県とも調整し、事業進めているということを伺っております。

今まで農集、浄化槽、三鴨議員もおっしゃいましたけども、公共下水道事業、住民にとって必要な事業であると思います。よって、この公共下水道事業の予算に対して賛成するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第29号

○議長（景山 浩君） 日程第27、議案第29号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長でございます。議案第29号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算についてでございます。

総額的には6,650万の予算でございますが、これは維持管理費と償還金でございますが、特に自然エネルギー関連補助金ということで一般会計へ繰り出してる事業でございます。

なお、表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第29号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 2 8 議案第 3 0 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 8、議案第 3 0 号、令和 3 年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 3 0 号、令和 3 年度南部町水道事業会計予算についてでございます。

この事業は、収益的収入は 2 億 2, 5 4 6 万 4, 0 0 0 円、支出のほうが 2 億 1, 1 0 3 万円でございます。特に老朽管路の更新等に重心がかかっておりますが、表決の結果、賛成多数で可決すべきと決した次第でございます。

なお、反対の御意見もございましたので、御報告します。水道事業会計は公営企業会計であるが、根本的なことからいえば、住民の福祉を考えるとというのが前提である。ですから、最終的には根本にある福祉の部分を考えずに、赤字だからといって値上げというのはいかなものかということで、反対であるということでもございました。また、今の公営企業というものについてでございますけれども、水道会計が赤字になれば一般会計からの繰入れということを考えてほしいと。ですから、それがしてないので反対ということもございました。

賛成のほうでございますけれども、これにつきましては去年の 7 月に値上げをしてもらって、やっと 1 億 9, 0 0 0 万まで使用料徴収ができるようになったと。結果的には 2 0 0 万ちょっとの会計がとんとんで締められるようなことで、最低限の負担をいただけるのはということでやむを得ないと思っておりますが、当初は 1 億円出したときにはべらぼうなと思ったけど、結局、今、値上げをやむないと思っておったけれども、何とか運営ができているということで、今後の値上げはやむないかもしれないけれども、3 年度は健全経営を行うようにするために賛成をしていきたいということでもございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第30号、令和3年度南部町水道事業会計予算、反対の立場から発言させていただきます。

水道事業会計については、一般質問でもずっと行っておりますけれども、昨年3月議会までは値上げをしないことを求めておりました。昨年の6月議会においては、今回、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、基本料金の免除ということになりましたので、基本料金の4か月間免除ということになりましたので、6月議会では基本料金免除の延長を求めるということを一般質問で取り上げました。そして、最終的には今回の議会においては水道料金の引下げを求める、これを訴えております。

この水道料金のことに関しては、企業会計であるためについていうことをずっと言っているんですけども、毎回この部分、いつも言い損ねるので今回先に言っておきます。地方公営企業法第3条、経営の基本原則では「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」これが公営企業法の根本的な考え方です。委員会の中でも言いましたけれども、赤字になったから上げるのではなく、あくまでも住民の福祉を考える、このことが根底にあります。

以上の理由で、今回もこの水道事業会計予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨でございます。令和3年度南部町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度の予算書、収支見込みを見ますと、単年度の純利益っていうのが282万2,000円見込まれております。全体の通常かかる経常経費から見ますと、経常経費は2億2,000万ですので、1%ほどの何とかぎりぎりの黒字で見込まれているということでありまして、大変厳しい予算だと思って見ております。何とか赤字を回避しているところだろうというふうに見ました。昨年、3年ぶりの料金改定がありまして、年度中途からでありましたけれども、使用料というものが多少増えております。そういうことも加味しながら令和3年度も予算化されたんじゃないかなと思っておりますけれども、2年度の実績はまだ出ておりませんが、そんなに大きく好転してきたとはちょっと思えません。

先ほど委員長からの報告にもありましたが、これから毎年5,000万の起債を借りて老朽化した水道管を更新していくという事業がどんどん続きます。したがって、これからの起債の償還も起こってまいります。だんだんに厳しい会計になってくるんだろうなと思っております。人口

も減り、使用量の量も減ってくる中で、加えて償還金も上がるということで、本当にこれからの経営というのは大変だろうなというふうに思っております。

先ほど加藤議員のほうから公営企業法の真髓のところを話されましたけれども、それに加えてやっぱり公営企業という運営というのは、利用者、使用者負担が原則だよというところもありますから、常に基本、大項目のところだけでじゃあ値下げしていくわということには、一足飛びにはならんじゃないかなというふうに思います。確かに皆さんの負担は大変だと思いますけれども、全てを皆さんに賦課するというだけでもなく、一定程度の繰入れも法定繰入金というものがありますし、そういうものを活用しながら、今後の安全で安心な水の供給というものに努めてもらいたいというふうに思いますので、3年度水道事業会計予算については賛成したいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第30号の令和3年度水道事業会計に反対をいたします。理由は、水道料金を引き下げるべきだという点です。

住民の声としては先ほど加藤議員も述べました。4か月間の基本料金を無料に引き下げ、コロナ対策で引き下げてその後上げたのですが、住民からは水道料金は高いという声を私たちも聞いております。それで、この高いという水道料金にどう応えていくかという町の姿勢だと思うのですが、これで見ると、先ほど三鴨議員もおっしゃってたんですけども、値上げした段階で若干の黒字が出ているという報告でした。私は、仮に引き下げた場合でも年間2,000万から3,000万円の一般会計からの出資、ないしは繰入れは町財政全般から見ても可能ではないかというのが一つの点です。

もう一つは、水道全体の会計を見たときに、厳しい、厳しいとおっしゃいますけれども、前にも指摘させていただきましたが、担当課から出たこの資本的収支計算書と資金残高計算書を見る限りは、經常の収支の中で収益的収支の計算書の中では、減価償却を8,000万から1億円を引きながらも、全体的な資金残高の計算書を見た場合には、収益的収支では黒字になり、結果、過年度の留保資金は、2020年のほうの決算の見込みでは内部留保資金が2億4,000万近くですよ、それがあと2033年から34年にかけて、この倍に内部留保資金が残ってくるという資料が出てきているわけですよ。この数字をどう見るかという点ですよ。

町長がよく言う、仕事するにはためとかんといけんというんですけども、内部留保資金がたまっていくというこの内容の中には、毎年5,000万円のいわゆる修繕費をも起債として上げて

いくということが大前提のこの計画書ですよね。その中でもこういう数字が出てきているということは、町長は水道の事業に当たるに金ためとかんといけないんだというんですけれども、どれを見ても、水道料金でも事業会計ですね、そんなにこのようななかなか条件の悪い小さな農産の中山間地のところ水道料金をプラスにして、基金をいっぱいためて事業しようかという町はそうないと思うんです、笑いますけれども。そうではなくて、考え方の基本として、今住んでる方々が比較的公共料金は安くていいよというならともかく、今、悲鳴を上げているわけですよ。そのときに打つ手はどうかというと、町としては第一に町財政のことを考えて、内部留保資金をためるのではなく、住民の暮らしを支えるために町財政としてどうあるべきかという、考えることのほうが先なんではないでしょうか。

そういうことを考えるときに、水道料、水道もそうですが、公共事業というのは地方自治体や公共自治体、地方自治の原則として企業のように資本をためなくても事業できるんですよ、必要であれば。うなずいていらっしゃると思いますが、そうですよね。金がなくても地方自治体は起債によって仕事することができるんですよ。そういうことを考えた場合、この資料から見たときに、私は、このコロナの時期で大変な時期、たとえ3年、5年を限度にしてでも引き下げて、住民の暮らしを応援する立場に立つことが、水道会計をも逼迫することにもならないし、一般会計からの繰入れの3,000万も決して無理な金額ではないということを訴えて、まずは住民の暮らしを見ていただきたい。そこから水道料金は本当に適切なかどうか、そしてこのコロナの時期に再度、せめて基本料金でも下げることを検討していただきたいと強く願ひまして反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この水道会計、賛成の立場で討論させてもらいます。

2年度は確かにコロナの関係で2期分、4か月分の基本料金を町民の方から集めなかったということです。その前からいけば1億1,000万ですか、基金を取り崩し、この水道料金を旧会員の料金まで下げて、それから3年後にその半分値上げたという今現状にあって、まずは水道料金の統一化を図って、そしてこれから町民の皆さんに理解をしてもらいながら健全な経営をしていくということがこの今までの流れだったというふうに思います。

あわせて、特にこちら、法勝寺川を使ってたところの水道管が非常に老朽化をしている。今は会員のきれいな水をもらいながら、この西伯側のほうも、先ほど下水で言われたように川もきれいになり、蛍も飛ぶようになったというようなところからしても非常によくなってきている。た

だ、もう既に管の半分ぐらいがさびがきいているようなところたくさんあります。そういったところを直し、安心・安全な水を供給できるようにやっていく、これも町としての大きな責任であるというふうに思います。これは将来にツケ回しをしないということが第一条件であって、今現在私たちは生活をしています。水道、毎日水を飲んで、お風呂にも入っています。それはみんなで大変だけど分かち合いながら、この公共料金を守っていきながら、そして将来にツケ回しをしないということをとにかく町長は常にこの問題の中では発言しておられますし、私も全くそのとおりだというふうに思っています。安易に下げることが将来の町にとって本当に有効なのかどうか、やはり私たちも、議会も、町民皆さんも考えながら進めていくということが必要であるということから、賛成の立場での討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、令和3年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は2時20分とします。

午後2時02分休憩

午後2時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第29 議案第31号

○議長（景山 浩君） 日程第29、議案第31号、令和3年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第31号、令和3年度南部町病院事業会計予算についてでございます。

事業内容につきましては、3条予算が24億499万7,000円でございます。4条予算の

資本的のほうでございますけれども、3億6,858万6,000円と、支出が5億2,879万4,000円でございます。

なお、表決の結果、全員一致で可決すべきと決した次第でございます。以上で終わります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第31号、令和3年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第32号

○議長（景山 浩君） 日程第30、議案第32号、令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第32号、令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算についてでございます。

収益的収入のほうで4,294万1,000円、支出のほうで4,294万1,000円でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決した次第でございます。以上で終わります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第32号、令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 1 議案第 3 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 1、議案第 3 3 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 3 3 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

これは光ファイバ整備事業を行うに当たり、東上辺地の計画を策定するものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 3 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 3 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 2、議案第 3 4 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

- 予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第34号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

これは光ファイバ整備事業を行うに当たり、現計画に事業を追加する東上辺地を除く6地区ということでございます。

なお、表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

- 議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第34号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第35号

- 議長（景山 浩君） 日程第33、議案第35号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

- 予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第35号、町道路線の認定についてでございます。

町道に今回認定を3路線がございます。これにつきまして表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

- 議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 35 号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 36 号

○議長（景山 浩君） 日程第 34、議案第 36 号、区域外における公の施設の設置に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 36 号、区域外における公の施設の設置に関する協議についてでございます。

これは内容につきましては、町営バスのバス停、公の施設を安来市須山地区に、これ区域外でございますが、これを設置することに関して協議することについて議会の議決を求めたということございまして、表決の結果、全員一致で可決すべきと決した次第でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 36 号、区域外における公の施設の設置に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 5 陳情第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 5、陳情第 1 号、地域と共に歩む花回廊の運営を願う陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。陳情第 1 号、地域と共に歩む花回廊の運営を願う陳情につきまして、総務経済常任委員会をもって審査の結果、全員一致をもって採択すべしと決しましたので、報告いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 1 号、地域と共に歩む花回廊の運営を願う陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第 3 6 議案第 3 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 6、議案第 3 7 号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。追加分の議案書、お願いいたします。議案第 3 7 号、財産の無償貸付についてです。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けの土地でございますが、15筆、2万1,971.49平方メートルで、次のページが

土地の表示の一覧でございます。貸付金額は無償、貸付期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。貸付けの相手方は、鳥取県米子市両三柳2360番地8、株式会社ミヨシ産業、代表取締役、谷野利宏。

これは株式会社ミヨシ産業が株式会社鳥取CLTの製品を加工・販売するための工場を新設するに当たり、町有地を3年間無償で貸し付けようとするものでございます。場所は株式会社鳥取CLTの工場に隣接する町有地でございます。鳥取CLTとの相乗効果による産業振興、また、新たな雇用も認めることから、コロナ禍の状況の中、経営の早期安定を支援するために無償するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第37号、財産の無償貸付についてを採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第38号

○議長（景山 浩君） 日程第37、議案第38号、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案第38号、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する変更契約の締結についてです。

南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）。契約の金額、変更前が7億8,980万円、変更後8億687万7,500円。契約の相手方、鳥取県米子市昭和町25番地、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）。美保テクノス・金田工務店・フィディア・岩崎組特定建設工事共同企業体、代表者、美保テクノス株式会社、取締役社長、野津健市。

これは建築主体工事においてデザインの見直し、現地に合わせた仕様の変更、コロナ対策等による工事費の増額について契約変更をお願いするものでございます。主な変更の内容につきましては、床材のタイルカーペットへの変更、図書・書架サインの変更、網戸の設置、アスベスト撤去などでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の追加議案については、昨日の全員協議会でも中身を聞いてきたところです。中身については質問もいたしましたし、契約内容については分からないことではありませんが、一つ執行部にただしておきたいことです。

今回、こんなふうに変更契約を2本出されてきたのですが、中身については昨日も聞いてやむを得ん、よんどころないところがあるというふうには理解しておりますが、結果としてこの出し方は事後報告になっているのではないかという点なんです。それで、もしこれが議会で通らなかつたらどうなさるつもりだったのでしょうかと、今回は、昨日の段階の話ではこの改善策についてどのように考えるかということをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。事後報告という具合におっしゃられまして、言われれば私も反省しきりでございます。ただ、当初にこの今議会、3月議会に間に合わなかったということにつきましては改めておわびを申し上げたいと思っております。当初から入ってきちんと御説明し、検証していただく時間を今回追加のために取れなかったということをお反省したいと思っております。

途中で検証するという作業も必要だろうと思っておりますが、1年間のこの中で、建築事業の中でその変更をまとめ、重大なものにつきましては、例えば今回出ていますアスベストが出たというのは、それによって増嵩の額が判明したというようなところの点につきましては、これはその時点でどのぐらいの変更額が要するのかというような内容については、その都度御説明が必要だった

ろうなと改めて反省してます。Aという部材をBという部材に替えるところ等もありますけれども、詳細、現場との協議の中で生まれるいろいろな変更事項がありますので、全てを御報告し協議ということにはなりませんけども、重要なアスベストのような問題点につきましては、これはこれまでの議会の定例会を通じて説明するべきだったろうなと今反省してるところでございます。そういうことを踏まえながら今後の公共事業の執行に当たりたいと思いますので、今回御理解いただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 追加議案になったからいけないと言っているのではなくて、昨日お話を聞いて率直に感じましたのは、きっと、細々としたことまできちっと説明してくださったから、日にちも含めて出してくださったので分かったことなんです。結果として、議会としては、契約の策定とか変更について議会の議決を経た場合、もうしっかり、言ってみればもう直しちゃってるわけなんですよ。事業にかかってしまっている。お金払ってないかもしれませんが、そういう内容ですよ。思い出していただけたら、以前にあったのは、小学校のどこを直すときでしたっけ、変更の契約が出たので見に行ったらもう直ったということで大騒動になって否決されたときがあったんですよ。私は、あれは普通の姿だと思っています。

それで、今回は説明していただいたし、私たちも分かったのですが、今後このような、これは今回の事案に限ったことではなくて、恐らく多くの議員の皆さんも結局やってるんだらうなという感じをみんな思ってるんで、そうではなくて議会として出された以上は過去に遡った分をやりました、契約変更、今認めてください、これは議会のルールとしてはやっぱりおかしいということをお互い確認し合いながら、どのような方法がいいのか、例えば双方が了解して、直したときにはこのようにして変更をかけたいと思いますのでというようなことがあるとか、そういうふうなことも含めてちょっと執行部のほうでも協議していただきたいと思っております。このことがこれでよしというふうになれば、議会の議決は何だったのかということになりますので、御検討ください。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今、議員がおっしゃったように、これまでも何回もこの議場の中で課題になったことです。私どもも国や県と相談しまして、一体どうすべきなのかということも検討してきました。まずは、1人の担当者が決めたことではなくて、団体として、そのためには議会の御承認も要りますけれども、少なくとも決裁権を持った人間がその協議事項の概算額に対して、またすることに対して承認行為をきちんとすると、決裁をすると、それを一定の

ところで議会にお諮りするということが規則的には必要なんだろうと思っています。

今回、10億円の大きな工事でございますので、そういう配慮というものが少し足りなかったなということは反省しております。今後もこういう事業というものが今、光ファイバー網の工事の中で出てくると思っています。前回は光ファイバーでこの議会の中で課題になりました。私もよく覚えています。線路の線の長さ等は本当に最後の最後でないと分かりませんが、その中で重要な項目の変更等がありましたら議会の定例会を使って、今こういう問題が起こるとい概要と概算額について御相談させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第38号、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第39号

○議長（景山 浩君） 日程第38、議案第39号、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案第39号、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する変更契約の締結についてです。

南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）。契約の金額、変更前が1億2,18

8万円、変更後は1億3,422万7,500円。契約の相手方、鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目13番、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）、栄和電気・斉木電気設備特定建設工事共同企業体、代表者、栄和電気工事有限会社、代表取締役、金山福雄。

これは電気設備工事において照明設備の見直しによる照明器具の変更、別途工事としていた音響設備について本工事と一体的に施工することとしたこと等による工事費の増額について契約変更をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第39号、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39 発議案第1号

○議長（景山 浩君） 日程第39、発議案第1号、とっとり花回廊の県有施設並びに地元との関係維持を求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君）

.....
発議案第1号

とっとり花回廊の県有施設並びに地元との関係維持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年3月23日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 景 山 浩 様

これは先ほど陳情第1号の地域と共に歩む花回廊の運営を願う陳情、これが採択されたことに伴いまして意見書を出そうというものでございます。

――別紙に意見書の案をつけております。ちょっと長いですが、朗読させてもらって提案に代えます。

別紙

とっとり花回廊の県有施設並びに地元との関係維持を求める

意見書（案）

平成11年4月18日、全県公園化構想の推進として、県民に花と緑あふれる憩いの場の提供、観光振興そして花卉園芸振興の拠点とするとして鳥取県立とっとり花回廊が開園しました。以来、県民憩いの場として年々充実を重ね、地域住民、県民に愛され、また多くの県外、国外の観光客を集め、国内屈指のフラワーパークとなっています。地元においても、周辺地域の人々にふれあい・憩いの場を提供し、また、地域の高齢者、障がいのある人たちに園内管理として就労の場を提供し、南部町、伯耆町の花卉農家の生産する美しい花々を展示することにより、地域住民にとって花回廊は誇りであり生活の一部となっているといっても過言ではありません。これも偏に花回廊が民間施設ではなく県有施設であるからこそできたことではないでしょうか。

しかしながら、花回廊の入場者数は、平成15年度の51万3千人余りから年々減少し、近年（令和2年度を除く。）では30万人の前半で推移しています。入場者数の減少の原因は多々あると思いますが、しっかりと原因を究明していくことが大切です。ちなみに、令和2年3月18日開催の鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会評価報告書では、評価結果として、施設設備の維持管理等、県内花卉の振興に大変低い評価が出ています。国内外の新規入場者、リピーターを獲得するためにも早急な改善の必要があります。

一方、鳥取県では、県有施設、資産の有効活用の方策を検討するとして、県有施設・資産有効活用会議を設立し、官民連携やPPPに積極的に取り組みが進められており、その流れは、県有観光文化施設にも及んでいると仄聞しております。

花回廊は、以上述べたとおり、観光の推進、地域、地元住民の憩いの場、地域の高齢者、障が

いのある人たちの就労の場そして南部町、伯耆町等の花卉園芸の振興に大きく寄与をしています。このことを念頭に設置目的に沿って是非とも県有施設として堅持したうえでの運営方法を鳥取県、鳥取県議会で活発に議論していただきたく存じます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

鳥取県知事 平井 伸治 殿

鳥取県議会議長 藤縄 喜和 殿

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論を終結します。

これより、発議案第1号、とっとり花回廊の県有施設並びに地元との関係維持を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第40 発議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第40、発議案第2号、ジェンダー平等社会をめざす取り組みを求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨です。

.....
発議案第 2 号

ジェンダー平等社会をめざす取り組みを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 23 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
――別葉に別紙つけておりますので、これも読み上げて提案させていただきます。
.....

別紙

ジェンダー平等社会をめざす取り組みを求める意見書（案）

東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長（当時）が、自身の不適切発言により辞任表明を余儀なくされた。森氏の女性差別・蔑視発言には「五輪憲章に反する」という国内外からの批判が起こったとともに、現在の日本の政治と社会の在り方も問われた。

国内の世論調査では、森発言について「問題がある」と答えたものが 91% にのぼった（「読売」3月8日付）。国際オリンピック委員会（IOC）は同9日、発言は「完全に不適切で、五輪の理念に反している」と異例の声明を発表した。

批判は国際的にも広がり、日本に駐在する欧州各国の大使館が相次いでツイッターで抗議の声を上げた。ニューヨークタイムズ（4日）は「東京五輪のトップ、会議における女性の制限を示唆」と批判記事を掲載するなど、各国のマスコミからも一斉に批判があがった。国際的にもジェンダー平等について、日本の政治と社会のあり方が問われる事態ともなった。

これまで、男女格差是正を巡る日本の遅れが指摘されてきたが、指導的地位に就く女性の割合を「2020年までに30%」という政治目標も、「20年代の可能な限り早期に」と先送りされた。「世界経済フォーラム」が示しているジェンダーギャップ（男女格差）指数でも、日本は153か国中121位にとどまっている。

南部町議会は、これまでも、ジェンダー平等の社会実現に向けて、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を政府・国会に提出してきた経過がある。

政府におかれては、この機に、さらに差別や偏見をなくし、あらゆる分野でのジェンダー平等社会をめざす取り組みを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第2号、ジェンダー平等社会をめざす取り組みを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第41 発議案第3号

○議長（景山 浩君） 日程第41、発議案第3号、消費税を5%に減税することを政府に求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から趣旨説明を求めます。

加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

.....

発議案第3号

消費税を5%に減税することを政府に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月23日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁 容子
同 同 亀尾 共三

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

消費税を5%に減税することを政府に求める意見書(案)

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、複数税率が実施された。

しかし、10%という税率は、深刻な景気悪化を招いた。その上、コロナ禍での売り上げの減少により、商売を営む多くの皆さんは、非常に厳しい状況となっている。また立場の弱い者により重く負担させ、大企業や富裕層を優遇する消費税は、憲法が要請する「応能負担の原則」に反するものだ。

また、「軽減」の名で実施された複数税率は、「区分経理」という過重な事務負担と複雑な納税実務を伴う。複数税率による複雑な実務は、納税者の事務負担への「配慮」を欠く。「区分経理」の帳簿がなければ仕入税額控除が否認される危険がある。売り上げにかかる消費税をまるまる納めることを求められ、「課税の累積排除」は保たれない。

増税直前に実施した世論調査の多くでは、増税や複数税率、ポイント還元に反対が多数を占めていた。日本商工会議所や日本チェーンストア協会なども「軽減」税率導入に異議を表明している。

政府は消費の落ち込みに「万全の対策」をとるとして、複数税率の導入に加え、キャッシュレス決済の「ポイント還元」「プレミアム付き商品券」の発行など対策を講じたが、複雑なやり方が消費者・中小業者に混乱をもたらしてきた。しかもポイント還元は9カ月間だけの短期であり、景気対策としては非常に不十分であった。現在のコロナ禍の中で、業者だけでなく住民の暮らしを守る立場から、政府および国会は、消費税率の5%への減税を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

ただ、若干補足の説明をさせていただきますと、昨日、板井議員のほうから世界的には税率が、20%の国が減税をしている、また、日本は消費税の中のうち、半分は社会保障に使われている、そういうので反対だというふうな意見を言われております。

この日本の消費税の在り方ですけれども、50%といたしますけれども、これ計算の仕方も違って40%以下で計算されることもあります。

それと、昨年3月の時点でも消費税を5%にという、これ提案してるんですけれども、このときも言いましたが、消費税を導入するに当たって、それから上げるときに当たって、この上がった金額に対してどれだけの収入が得られるか、その金額が、国がやってきた大企業減税の金額とほぼ同じ金額になります。つまり、国がやってきた消費税の増税っていうのは、社会保障のためにいいながら、その実態としては企業減税をやった結果、その部分を消費税に転嫁させてきたっていう、そういう事実があります。

今回、消費税を元の5%に戻すことに関しては、現在、コロナ禍において消費経済が大変低迷しております。その中で、消費税5%にすることによって消費経済の底上げを図ること、これが現在のコロナ禍の対策の中では一番ベストであり、一番住民に対して平等であると思います。

以上のことから、消費税5%に減税することを政府に求める意見書提出案の説明とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨でございます。意見書の案を見させてもらっておりまして、一つ、私の不勉強なところで、真ん中辺りに「売り上げにかかる消費税をまるまる納めることを求められ、「課税の累積排除」は保たれない。」というような文言がありまして、この意味はよく分からないのですけれども、消費税を10%から5%に減税せよということですが、これ5%にしたときにはこういう真ん中辺りの文言は解消されるのでしょうか。教えてください。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今回、消費税を10%に上げるに当たって、皆さん覚えておられるでしょうか。食品に関しては今までどおり8%だった。その代わりに、食品であるので買って帰

れば今までどおりの税金だったけれども、その場で食べるとこれ10%になりますよということで、今でも消費税率、複数に変わってます。途中で入っております区分経理云々かんぬんの部分はこの8%と10%の区分をしなければならないということで、帳簿を2つに分けて計上しなければならぬということがあるので、今回5%に下げるのであれば、今やっている8%と10%の部分、この部分が丸々なくなりますので、その部分での区分経理そのものは必要なくなると考えます。

それと、もう一点、累積排除の部分ですけれども、これは前回消費税を上げたときに消費税の納税システムが変わっています。ちょっとその変わり方について私、詳しく説明できないんですけども、丸々消費税を納めなければならないのか、分割できるのか、たしかそういう説明だったと思うんですけども、その部分の説明の部分になるはずですよ。すみません、ちょっとこの部分だけは詳しく説明できません。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この消費税5%の減税に対して反対の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

消費税なんですけれど、これの一番の目的は社会保障の財源に充てるためということで、2年前ですか、10%に上げられましたが、食料品とかふだん生活に必要なものについては軽減税率8%のままということで、2つの消費税ができたわけなんです。この5%にそれを下げてしまえば社会保障の財源に大きな穴が空く。今、保育園とかが無償化になっています。こういったところもこの消費税が上がったところから財源が充てられてるいうふうに聞いております。今でも国は大きな借金を抱え、これからどのように国民のほうに転嫁をしていくのか分かりませんが、これ以上消費税を減らして今以上に大きな、莫大な借金を抱えていくということは、先ほどの焼却炉の基金とか、やはり先を見ながら物をやっていくということもこれからは必要ではないんじゃないかなというふうに思います。

確かに生活が困窮しておられる方、その消費税という負担は確かに大きいとは思いますが、これはその方ばかりではなく、日本で暮らすみんなが物を買えばかかっていく平等な消費税、もちろん高額の方はぜいたく品も買いながらこの方々は10%の消費税を払ってるということも含

めて平等な税金だというふうに思っております。

それと、一度下げたものをなかなかじゃあ今度、コロナも落ち着いたし、じゃあ元に戻そうかといっても、そういったこともまた非常に難しい。それは執行部の皆さんが一番よく知っておられるし、私たち議員もその辺も承知をしております。決まったことを粛々と続けていくということが大切なことではないかなというふうに思っておりますので、この発議については反対ということで討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。先ほど簡単な説明のところと、それからあと消費税の引上げのときにも何度か反対するときの理由として言ってきたんですけども、消費税を引き上げたとき、その金額が最終的には大企業の企業減税をやったときの金額、それとほぼ同じです。先ほども説明しましたが、今回も消費税を上げるに当たっては企業減税の金額が丸々消費税の値上げの金額になってます。

そして、さっきも言いましたけれども、全体では消費税導入するとき、それから上げるときに社会保障に使うから上げるんだっていいながら、その実態は50%とか、計算によっては40%ぐらいにしか使われていません。10%の消費税を5%に下げるのであれば、全部を社会保障に使えば別に問題ないはずですよ。

それと、本来であれば、大企業の減税をした分、これを元に戻せばいいだけの話なので、それに関しては別に問題はないと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を……（「はい」と呼ぶ者あり）原案に反対者ですか。

（「いえいえ、賛成します」「反対者は」と呼ぶ者あり）賛成者。（「今、賛成。だって反対の人いないでしょ」「おらん」と呼ぶ者あり）

原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この消費税の減税する意見書、ぜひ上げてほしいと思います。

先ほど板井議員が言われた2つの理由ですね。社会保障の財源を得るためということと、一番平等で公平だと、のが消費税っておっしゃいました。その2点についてちょっと意見を言わせてください。

先ほど社会保障の財源を得るために大事だ、得ることだといったのは加藤議員も言った中身の問題です。消費税が1989年に創立されました。今度で32年になるのかな、2021年。この間の例えば令和2年度を予測して消費税の累計が、これ国の資料ですけども、この33年間で447兆円の消費税での歳入があったそうです。

一方では、法人三税と言われてる減収がこの33年間で326兆円。言ってみれば消費税の約3分の2が法人三税の減収に充てられてるという問題。それだけではなくて、この間、私たちが町税の税改正でも賛成とか反対とかしてきたことがあったと思いますが、所得税、住民税の減が、この33年間で287兆円減っているということで、国に入ってくる税金の一番占める割合が多いのが消費税になってしまったというのは皆さんも御存じのとおりだと思うんですよ。1%上がることによって導入当時は2.5兆円のお金が入って言いよったけど、今2.8兆円ですか、それぐらいのお金が入ってくるというので、非常に一番集めやすい税金だっていうことですよ。

社会保障の財源になったと言ってるけども、実感はほとんどないことありませんか。この三十何年間に国保税が、介護保険制度ができて要らなかった介護保険税を払うようになった、国民健康保険税も高くなった、年金は下がってくる、医療費は上がる、どう考えても社会保障費が増えてきたとは考えられない。その証拠に、今年の中身では社会保障費が35.5兆円要るそうですが、自然増を4,800億円と見込んだのを1,300億円値切ってきてるんですよ。これがずっと小泉以来20年間やったのが、高齢者が増えるという自然増が、増やさなくては昨年度の社会保障が維持できないというのを削ってきたことによって、住民負担増や改悪が行われてきたというのが現状ではなかったでしょうか。

今、多くの国民はこの消費税が本当に社会保障に使われとったのかということで不審の目を向けているというのが現状だというふうに思います。これはぜひ、これからも、通らへんかっても何回も消費税出しますんで、同じ論議しとったっていかんねんから、社会保障費との関係を一回国の分で調べとってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それで、消費税が一番公平だとおっしゃるのは、きっと誰が払っても何%払うというのは、男性であろうと、女性であろうと、大人であろうと、子供であろうと、赤ちゃんにかかるものも一緒やから公平って言ってるんだと思いますが、思い返していただきたいのは、戦後、民主的な資本主義の中で、民主主義の行き届いた国をつくろうとってその根幹になる税制度を考えると、何を考えたかという、税は応能負担が原則、生活費非課税、こういうところで税の富と所得のある人、ない人との分配してきたというのが政治の中で行われてきたことやないかと思うんですよ。それを見た場合は、税金は頭ごなしにかけてくるというのは非常に遅れた制度で、その中

でも世界的に言われてるのは、消費税というのは最悪の不公平税制というのが世界でも認識されていることではないかというふうに思います。これもまた一緒に勉強していきたいと思っております。

それで、下げるのはなかなか難しいといいますが、世界的には28か国でしたっけ、ヨーロッパ、ほとんどこのコロナで消費税を下げてきています。上げるのは大変だけども、下げるのは簡単やというけども、上げるのは国民の反対と野党の反対みんな押し切って大変難しい値上げしながら、もし下げたら国民全部喜ぶことやから一番しやすいことやと思うんですよ。精神的にも実務的にも10%を5%にできることは、よその国ができて日本ではできないというほど日本国民は愚かではないというふうに考えています。

先ほど区分経理の問題で累積排除がありました。これは今度、来年度導入されるインボイス制度というのを想像されたら分かるんじゃないでしょうか。8%、10%に分けてなくて、区分の整理していなかったらいけんよ、今までのような請求書ではいけなくて、自分が税金どれだけ払って、負担してきたかというのを全ての売買のときに書いていなくて控除できないよということをやってくるということになれば、消費税免税の営業者は、取引先が損をするもんだから消費税の免税の事業所というのは成り立たなくなるのではないかと言われてるわけですよ。いわゆる小さいお店を淘汰していくということも消費税が進んできたらこのような経過になるということも言われています。

今回出そうと思ったのは、コロナで皆さんの営業者の声を聴こうという中で、一番に出た声が消費税という声でした。町政に対して怒りを言うんかといえそうではなくて、一番が消費税って言われました。なぜかという、赤字でも払わんといけん。もう一つ言ったのが、待ってくれない。待ってくれないどころか、分納させてくれといえ分納してもええよというけど、分納に関わる切手代、封筒代、全部請求されたって言ってるんですよ。

御存じのように消費税は今、国の税金の種類の滞納額の6割を占めるのが消費税って言われています。それぐらい払にくいんです。所得がなかったも払わんといけん税金やからです。営業者を守るということを御一緒に考えるのであれば、一番の最善の方法が消費税を引き下げることはないでしょうか。ぜひとも商売人の皆さんにも声聴いていただきまして、仮に今回賛成できなくてもコロナも以降続きます。住民の暮らしを守る立場から、党派を超えて消費税減税の声を上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第3号、消費税を5%に減税することを政府に求める意見書を採決いたしま

す。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第 4 2 発議案第 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 4 2、発議案第 4 号、75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾共三でございます。

.....

発議案第 4 号

75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化の撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 23 日 提出

提出者	南部町議会議員	亀 尾 共 三
同	同	真 壁 容 子
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

――別紙を朗読いたします。

.....

別紙

75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化の撤回を求める意見書（案）

政府は、2020 年 12 月 15 日の閣議で、75 歳以上の医療費窓口負担について年収 200 万円以上（単身世帯の場合）の約 370 万人を 1 割から 2 割に引き上げることを決定した。関連法改正案を今通常国会に提出し、2022 年度後半に引き上げを実施する構えだ。

そもそも社会保障給付は国民の権利であり、高齢者は長年にわたって社会保険料や税金を納め

て来ている。「現役世代への給付が少ない」のは、政府の責任である。高齢者給付の増大が、現役への給付が不十分な要因ではない。世代間対立をあおらないでください。

1割負担でも深刻になっている高齢者の受診控えが、コロナ禍の中の受診抑制と重なり、高齢者の命と健康をどのように守るのが今問われている。このような時に、窓口負担を引き上げるのは、受診控えに追い打ちをかける政策だ。

「負担能力に応じたものへと改革していく」というのなら、税や社会保険料での徹底こそが求められる。高額所得者からの保険料を能力に応じた負担とすべきだ。また、国の社会保険財源の確保を消費税と「働き方」改革ではなく、「兵器爆買い」など軍事費等の無駄を省くこと、早期発見、早期治療や薬価の見直し、大企業や富裕層への課税強化で公費財源を確保すべきだ。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

どうぞ皆さんの同意を得て、ぜひこれを国のほうに意見書上げたいと思いますので、御協力よろしく願います。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言者を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この後期高齢の窓口の負担2割化の撤回を求める意見書については決して反対ではありません。やはり負担は誰でも少ないほうがいい。例えば先ほどの消費税でも少ないほうがいいというのは重々に、主張されるのは分かる部分なんですけれど、じゃあそれで日本が成り立っていくのか。例えばこの文章の中に、消費税で「働き方」、「兵器の爆買い」と、決して爆買いしてるわけではなくて、日本を守る、抑止力を高めるためには必要なものです。大企業、もしそこから高額な税金をどんどん取っていけば、親亀こけ

たら皆こけるんです。そういったところも守るときには守っていきながら、国民全員が安心して暮らせる、そういった世の中をつくっていく、それが私は大切なんじゃないかなというふうにまず冒頭で言っときます。

この意見書に対する討論ですけれど、これは先ほど後期高齢者の医療特別会計での細田議員の賛成討論、これとほとんど同じような内容になってしまうんですが、来年の9月からは75歳、年金も含めた200万円以上、対象の方に窓口負担が1割から2割になる。調べてみたら、これによって880億円の財源が生まれてくるというふうに分かりました。これをどこに持っていくかということ、若い世代、現役世代、先ほど細田議員が言われました胴上げ方式から騎馬戦方式も肩車方式になってしまうと。これは2025年に団塊の世代の方々が75歳に入っていく、高齢化率がどんどん上がっていく、上がっていけば医療も医療費もどんどんかさんでいく、そういったところを事前に少しでも抑えながら現役世代の負担を軽減していこうというのが大きな狙いでもあるというふうに思っています。

やはり高齢者の方ばかりではなくて、みんなが一緒になって生活ができる、生活がしやすい日本の世の中をつくっていくということが私は大切ではないかなというふうに思います。政府がこういったことを言えば本当に国民の方から、また、今日の反対者の方からも含めて意見が大きく出てくるわけなんですけど、幾ら反対があろうと、これからの日本、将来の日本を考えれば、これは仕方がない部分、どこかでお金を生んでいかないと将来的に、さっきも言いました将来の人にツケ回しをしてしまうということです。それを少しでも抑えていく、そういった方策をしていくというのが施策ではないでしょうか。そういった意味を込めて、この出ました発議案については反対の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言者を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。提出者の私ですけども、これに対して賛成というか、意見を申し上げます。賛成の立場でお話しします。

先ほど大企業から税金を取らん、下げれば、親亀こけたら子亀もこけると言われましたが、しかし、現実はどうでしょうか。特別措置法によって大企業は税金を減らされ、そしてその上に研究開発費とかそういうことを大企業に大量に入れて、税率の負担が、新聞とか報道によりますと13%の負担だそうです。それに対して、一般の中小企業に対しては二十数%の税率ですよ。まさに大企業優先にやっていること、この中にも言ってるんですけど、大企業だとか、あるいは富裕層に対してはそれなりに対しての税率を掛けるべきじゃないでしょうか。私は本当に不合理で

あるということをまず申し上げたい。

それと、武器の爆買だと、兵器の爆買だと言われるんですけども、皆さん、今年、今、日本が出している予算の中で軍事費が5兆2,000億円ですよ。本当に大変な額じゃありませんか。確かに丸裸ではいいとは言いませんが、しかし、本当にイージスに関係のする兵器を買う。しかも日本に設置しようと思ったら、いや、ここで困ると言われて、じゃあこっちに行こう、こっちでもか、右往左往してる、そういう状況に何でこんなところにお金をつぎ込むんでしょうか。

そして、後年度予算、いわゆるもう予約して、アメリカの兵器会社に予約して、その後年度予算、今年度の負担も2,543億円の負担がかかるわけですよ、後年、こういう状況なんですよ。本当にそれは、今、地球がどこも戦争なし、どこも武器はなくなっていないような中で、一部だけが持ってるという状況だないんですよ。そういう中で、一部だけが持ってるという状況ではありませんけども、しかし、どこでこういうことをすることが必要でしょうか。今本当にコロナだとかそういう状況で人類は大変です。そっちのほうへお金をつぎ込んでいくことは、まず考えるべきである。しかも反対討論で言われた、880億円と言われて、880億円のお金に対して5兆何千億も軍事費に使うばかげたことはやめるべきだということを主張したいと思います。

そして、この中でも言ってるんですけど、高齢者はこれまで日本のため、いろいろなことに尽くしてこられたんです。そういう人が、年金が減らされる中でも一生懸命頑張っている。これに対して議案の中で言いましたが、年寄りいじめはやめるべきだということを思います。ですから、2割負担をするようなことはぜひやめるべきだということを皆さんも御一緒に御理解していただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 反対者ですか。原案に反対者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。私は、この75歳以上の医療費窓口負担2割化の撤回を求める意見書について、反対をする立場で討論をしたいと思います。

まず、この後期高齢者医療制度というのが2008年度にスタートして、この後期高齢者医療制度ができたわけですが、財源構成が自己負担を除いて国、自治体の税金が50%、保険料が50%いうように割合なってるんですね。そのうち、保険料の分については75歳以上の高齢者が支払う保険料が10%、残りは40%が後期高齢者医療制度支援金ということで74歳以下の国民に課せられておって、74歳以下の国民は、加入する公的医療保険の保険者、保険制度運営する主体を通じて医療保険料に上乗せする形で支援金を支払っているのが今現状です。しかしながら、後期高齢者の自己負担割合が低くなる、その代わりに負担が現役世代、ひいては赤

字国債の発行を通じて将来世代に回っているというのが今の現状でございます。

そういうことに対して、後期高齢者の実効給付率が2017年でございますけども92%、実質的な自己負担は8%にすぎないということで、事実上の世代間での所得再配分となってるんですね。そこで後期高齢者の自己負担を増やすと、その分だけ支援金の拠出が減って現役世代の負担が軽減できるということが実質この保険制度の仕組みとしてなってるわけでございます。ですから、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代で安心して社会保障で構築するというのが今後の課題になってくるんじゃないかなと思います。

私が思いますには、これから2025年にかけて私ども、後期高齢に突入するわけでございますけれども、人口のボリュームがどんどんどんどん団塊世代が22年以降、後期高齢になるわけですね。現役世代の負担を軽減する観点に立って、負担能力を有する高齢者の自己負担を引き上げることがやっぱり必要になってくるんじゃないかと思えます。

先ほども2022年から、どうも聞きますと10月から2割負担ということがありますけれども、後期高齢というのは先ほど言いましたように、保険の仕組みで現役世代のほうを少しでもいていくためにも等分の負担を後期高齢の者もやっていかなければいけない、そういうシステムになってるといふことだと私は思っております。ですから、これはお互いに支え合っていて、現役世代にもあまり負担をかけないような格好でやっていく、これが今後の後期高齢の在り方ではないかと思っております。2割負担は、安いのはいいことですがけれども、やむを得ないじゃないかなということで、私はこの意見書には反対するものでございます。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この意見書をぜひ上げていただきたいということで討論します。

先ほどこの75歳以上の医療費の窓口負担2割化には反対だという意見の中で出たのが、一つには現役世代と高齢者の負担割合ですよね。現役者に負担をかけたらいけないのだということを2人の方が言われたんですよ。私、思うんですけども、国が今言ってる全世代型の社会保障っていうのかな、その中身っていうのはこういうことだったんだっていうのは、もう2人の話聞いてって本当によく分かったんですよ。

私は、今回の高齢者の2割負担増とか、例えば介護保険の問題にしたって、問題の大本はどこにあるかということ、社会保障としてきちんと位置づけしないで、医療やケアサービスを受ける人には相応の負担してもらおうよという、社会保障ではなくて社会保険のような考え方の下で来たときに、利用する方々に負担してもらおうのは当然だという考え方で来てるんだなって思うわけですよ。

ね。

一番の大本は、本来出すべきところが出さへんからこないなってるんじゃないかなと思うんですよ。それを出すべきとこってというのは、私の頭の中には日本の国税を一つに持ってる、最大の権利を持っている政府のこと言っています。それと、社会保険では、民間の今の資本主義の中では役割を果たしていかないといけない大企業のこと言ってるんですけどね。その人たちに金を出せと言わないで、四苦八苦して一生働いている人同士が若い世代に負担かけ……。自分らが、もっと高齢者もせんといけん。今度私たちが行く道やないですか。その人たちにもっと負担をしろって現役世代が大変だという、こんな理屈が成り立つのかと思っているわけですよ。私たちが小さい頃から学んできた人間社会の在り方って何だろうかなと思うんですよ。自分の家族置いてもそんなふうなこと言わないでしょと思うのね。それを国の中で現役世代と高齢者世代を分断させて、あんたらが負担せんかったら現役世代がえらいんやっっていつてのうのうと見てんのがたくさん国のお金集めて、お金使っている政府と違うんかな、私は思うんですよ。

税金の集め方ですけども、板井議員の言ってた、自分たちも少ないほうがいいっていうのはもう庶民として当然なこと、公共料金上がっているから。私は、それを賛成する人も反対する人も一緒に、ここでの住民の暮らしを守りたいからこの意見書上げたいと思ってるんですけども、お金どっから取るかといったら、政府も、世界中が言ってるんですよ。

私も読んで初めて知ったんですけど、アメリカでフォーブスっていうところがネット上で毎日の世界のビリオネアというのを毎日発表しているそうで、毎日ころころ変わるんだって。ところが、その中を見たら、リストによったら日本の大富豪が三十数人が上がって、その資産の合計が何とコロナに入って、3月からこの1月までの10か月間、その資産が10か月間で三十数人の資産が12兆円から22兆円と10兆円も増えたんだって、この10か月で。これは国際的にも言われてるよね。アメリカの大富豪なんかもこのときにこのビジネスに勝って大もうけしてるっていうのあるやないですか。それで自分たちに課税してくれって言ってるやないですか、アップルの人たちが。そういう現象が日本でも起こっているわということじゃないでしょうか。

板井議員のおっしゃるように、親亀がこけたら子亀がこけるというけど、親亀はしゃんとしてるけど子亀を振り落としてるんですよ。もうちょっと言えば、滴が下に落ちてきて大企業がもうかれれば、そこで働いているサラリーマンや中小業者、下請はもうかるというけれども、上でたまっているというのが今の日本の現状じゃないでしょうか。それをつくってきたのが今の政府と違うんでしょうか。

先ほどの800億円と言ったけれども、一番の原因は、厚生労働省は毎年、自然増の社会

保障費を現行維持しようと思ったら、自然増でどれだけかかるかっていうの毎回出してるんですよ、計算して。今回4,800億円だそうだけれども、こんだけ自然増で現行維持しようと思ったら4,800億円かかりますが、3,500億円しか出しませんよって、この20年間こういうやり方してきたんですよ。だから私たちが苦しいのと違うんでしょうか。

保険とか政治とかに考え方もいろいろあると思うんですけども、少なくとも住民の生活を守って考えた場合、自分たちの保険料は一体どのようにして構成されているのだろうか、一体どんなふうにお金が使われてるんだらうかということ私たちがもうちょっと勉強しながら、国民にとって、住民にとって何がいいかということ提案していきたいと思いませんか。

今の私は自分とこの檀家、近所の人見とっても、75歳以上の2割負担、年収ですよ、所得違う。年収200万以上、それで夫婦では320万でしたっけ。二百九十何人っていいますが、そんなに高い金額じゃないですよ。高齢者は仕方がないっていいますが、高齢者の所得と現役世代の所得と比較して、医療費は75歳の方のほうが5倍から6倍負担が多いっていうこのデータも出ているんです。皆さんにとっては何ともない月5,000円の薬代かもしれませんが、高齢者にとったら、すごく収入から見たら負担増になるっていう現状があることは御近所の方々見とっても明らかと違うんでしょうか。

そういうことを考えた場合、これからも懲りずに出しますけれども、しっかりと保険の仕組みやそういうのを勉強しながら、ぜひとも一緒になって暮らしを守って、板井さんの言うようにできたら安いほうがいいというところで一致できることを目指していきたいと思えます。今後もしもい続けますんで、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第4号、75歳以上の医療費窓口負担2割化の撤回を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第43 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第43、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といた

します。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、公立西伯病院調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第3回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和3年第3回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 3月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月4日に開会以来、本日まで20日間の長きにわたる会期でありました。この間、令和3年度一般会計予算をはじめ、各特別会計当初予算、令和2年度補正予算、条例の一部改正など、多数の重要案件が提案、審議されました。

議員各位には、会期中、終始熱心に御審議をいただき、全て議了できましたことは誠に御同慶に堪えません。謹んで議員各位の御努力に対し深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ、執行部の議会審議に対する真摯なる態度にも心より敬意を表します。

3月8日、9日での町政に対する一般質問、議案審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものです。

さて、春の訪れはもうすぐそこまで来ており、法勝寺川土手や城山公園、緑水湖畔やとっとり

花回廊の桜ももうすぐ見頃を迎えます。残念ながら本年も春の風物詩であるさくらまつり、法勝寺一式飾りは自粛されることと伺っております。町内外からイベントを楽しみにしていただいていた皆様の気持ちを考えますと残念でなりません。新型コロナウイルスの影響の長期化を改めて感じるところです。

一方で、心配をしていました65歳以上の高齢者へのワクチン接種は本町でも来月末から開始予定で、既に接種券、予診票等の発送、予約受付も開始されたものと聞いております。万全の準備の下、一人でも多くの町民の皆様にも一日も早く接種いただき、安全・安心な日常を取り戻せるよう切に願うものです。

町政におきましては、令和3年度は大きな転換点を迎える年であると思います。合併来の念願でありました複合施設キナルなんぶが5月にオープンします。地域に愛され、子供からお年寄りまで多くの方が集う施設として大いに期待するものです。少子高齢社会の急速な進化、コロナ対応で浮き彫りとなった日本の情報デジタル対策の遅れなど、同様に本町にとっても緊急に課題解決が求められるところです。新たに着手される町全域に及ぶ光ファイバー網の整備は、将来の南部町の新しい生活スタイルの創造を大きく後押しする取組であると認識しております。南部町議会といたしましても、今後の動向に注視し、複数年にわたるこの大型事業の成功に寄与していきたいと思っております。

最後に、議員各位には健康に留意され、町政発展のため、なお一層御精励されますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。3月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月4日から本日までの20日間の長きにわたって開催され、令和3年度一般会計当初予算はじめ、35議案について御審議いただき、本日、全議案とも御承認を賜り、誠にありがとうございました。

8日、9日の2日間にわたり、町政に関する一般質問をいただきました。新型コロナ対策をはじめ、保育園統合、町内に建設計画がございます風力発電に係る御質問、人口減少対策、西伯病院僻地医療の取組についての御質問など、まさに貴重な御意見をいただきました。現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問いただき、討論できたことに大変うれしく思っております。議論のかみ合わなかった部分、不足した分もあったかと思いますが、今後とも御指導いた

だきますようお願いを申し上げます。

さて、昨日から75歳以上の方を対象に新型コロナワクチンの先行接種予約が始まっています。多数の皆さんが予約を希望され、電話がつながらないといった混乱もございましたが、今後、至急対策を取り、スムーズな予約事務ができるよう改善してまいります。御迷惑をおかけした皆様に本議場を通じましておわびを申し上げる次第でございます。

新型コロナはまだまだ予断を許されない状況が続きますが、町民の皆様には私たちの暮らす地域のよさを改めて見直し、対策を取りながら南部町の一番華やぐ桜の季節を楽しんでいただきたいと思えます。今予算で御承認いただきました中に、花回廊の年間パスポートの補助がございます。身分証明書を花回廊に持って行って手続をしていただけましたら、継続の方は年間1,000円、新しく新規加入の方で1,500円、小・中学生は無料となります。ぜひこの機会に久しく行ってないという方も多々おられると思えますので、国内最大級の花のテーマパークをぜひ御堪能いただきたいと思えます。

それから、もう一点、先ほどございましたように、5月1日に懸案だった複合施設がオープンいたします。先週の土曜日、その複合施設に展示しますジオラマの製作に法勝寺中学校、南部中学校美術部、計12名の子供たちに参加をいただいてジオラマの最終調整をしていただきました。このジオラマは南部町出身の篤志家の方が御寄附いただいたことによって実現したものでございます。今、動かなくなった法勝寺電車、それと今回このジオラマの中で1960年代、昭和30年代から40年代の手間の駅前や法勝寺の駅前、千代医院や手間駅の横にありますオートバイ屋さんなのか自転車屋さんなのか私もよく分かりませんが、そういうところの再現等を一生懸命専門の方に復元をしていただいております。ぜひ、おじいさん、おばあさんがお孫さんを連れて、その当時のこの地域の暮らしというものの話をしていただけましたら幸いだらうなと思っております。

コロナ禍はまだまだ続きますが、私も緊張感を持って国、県、近隣市町村と連携し、町民の生命、健康、そして暮らしを守っていく決意でございます。閉会中に当たっても今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。長い間、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。